

日本取締役協会講演資料

証券取引等監視委員会の 活動状況等

平成25年1月24日

金融庁証券取引等監視委員会

事務局長

岳野 万里夫

構成

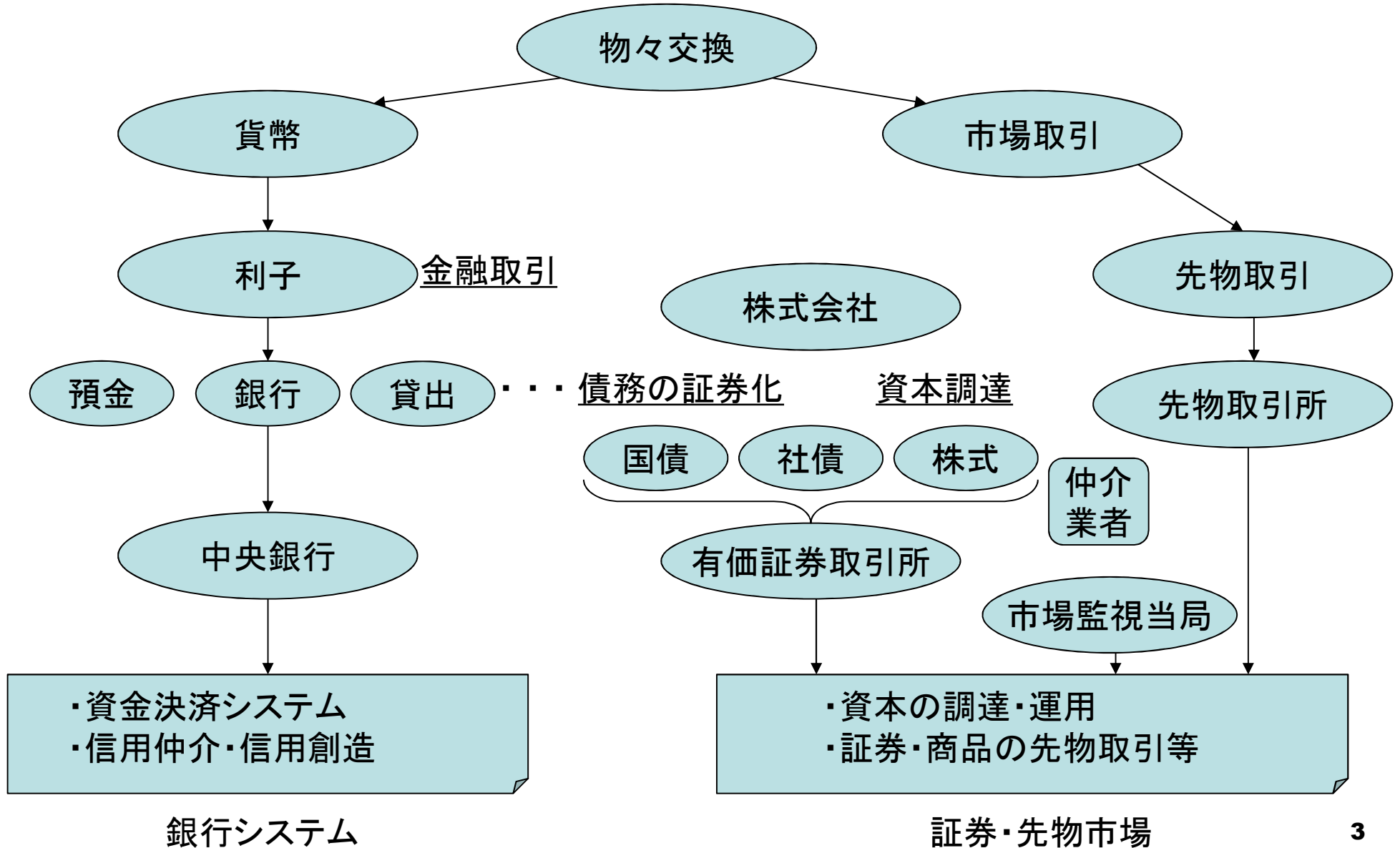
- I. 金融資本市場の整備と不公正取引防止の意義
- II. 金融商品取引法の規制とエンフォースメント
- III. 証券取引等監視委員会の活動方針と活動状況
 - 1. 総論
 - 2. 主要な事例

I. 金融・資本市場の整備と 不公正取引防止の意義

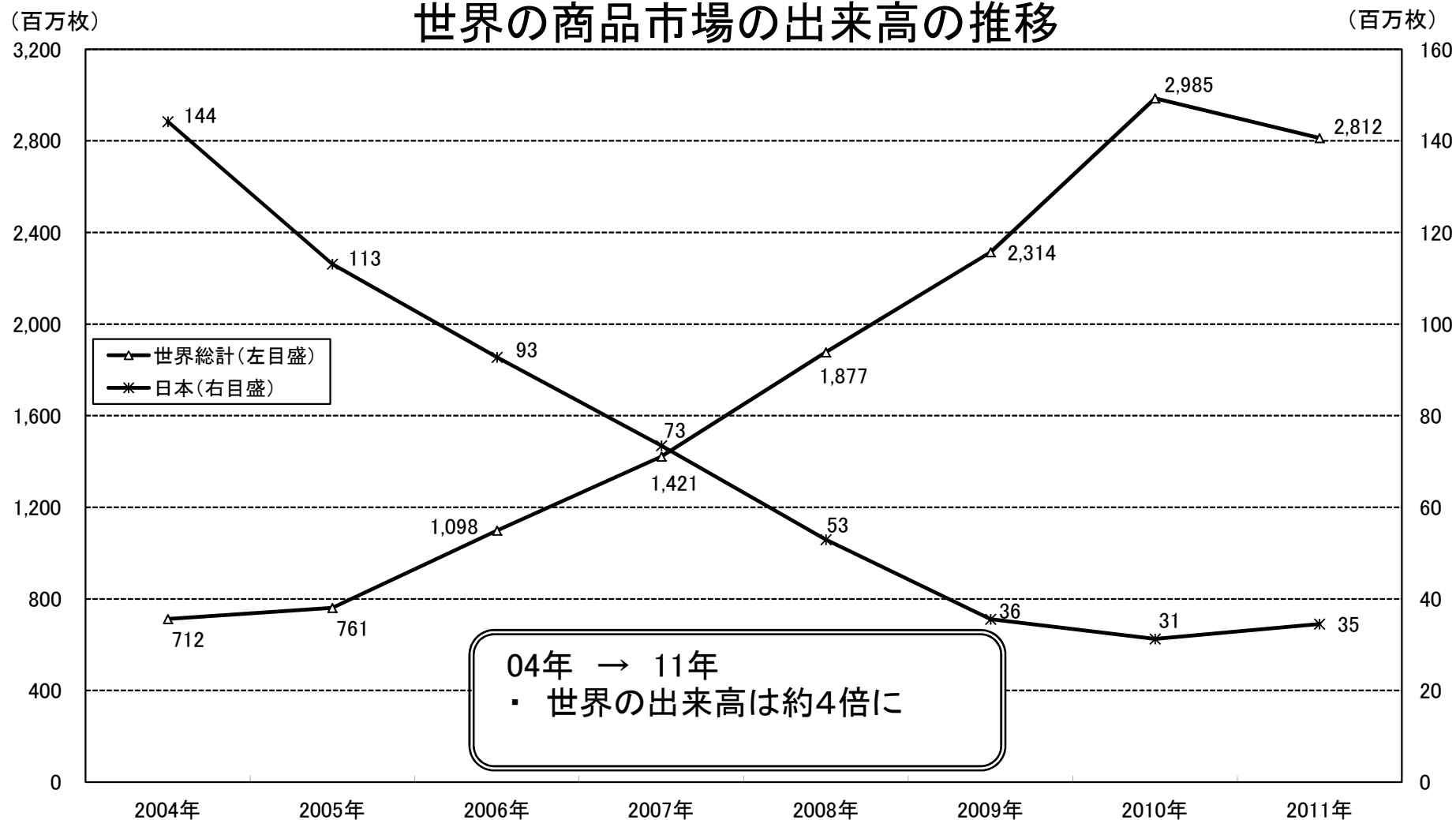
(ポイント)

- 金融・資本市場の活性化等に向けた取組みは、国の経済政策上の重点課題のひとつ
- 株式市場の発展には、情報開示、インサイダー取引規制などの不公正取引規制及びエンフォースメントも重要
- 我が国のインサイダー取引規制の導入は、平成元年(約25年の歴史)
- 証券取引等監視委員会の市場監視活動(エンフォースメント)が始まったのは、平成4年(約20年の歴史)

経済の発展と金融・資本市場

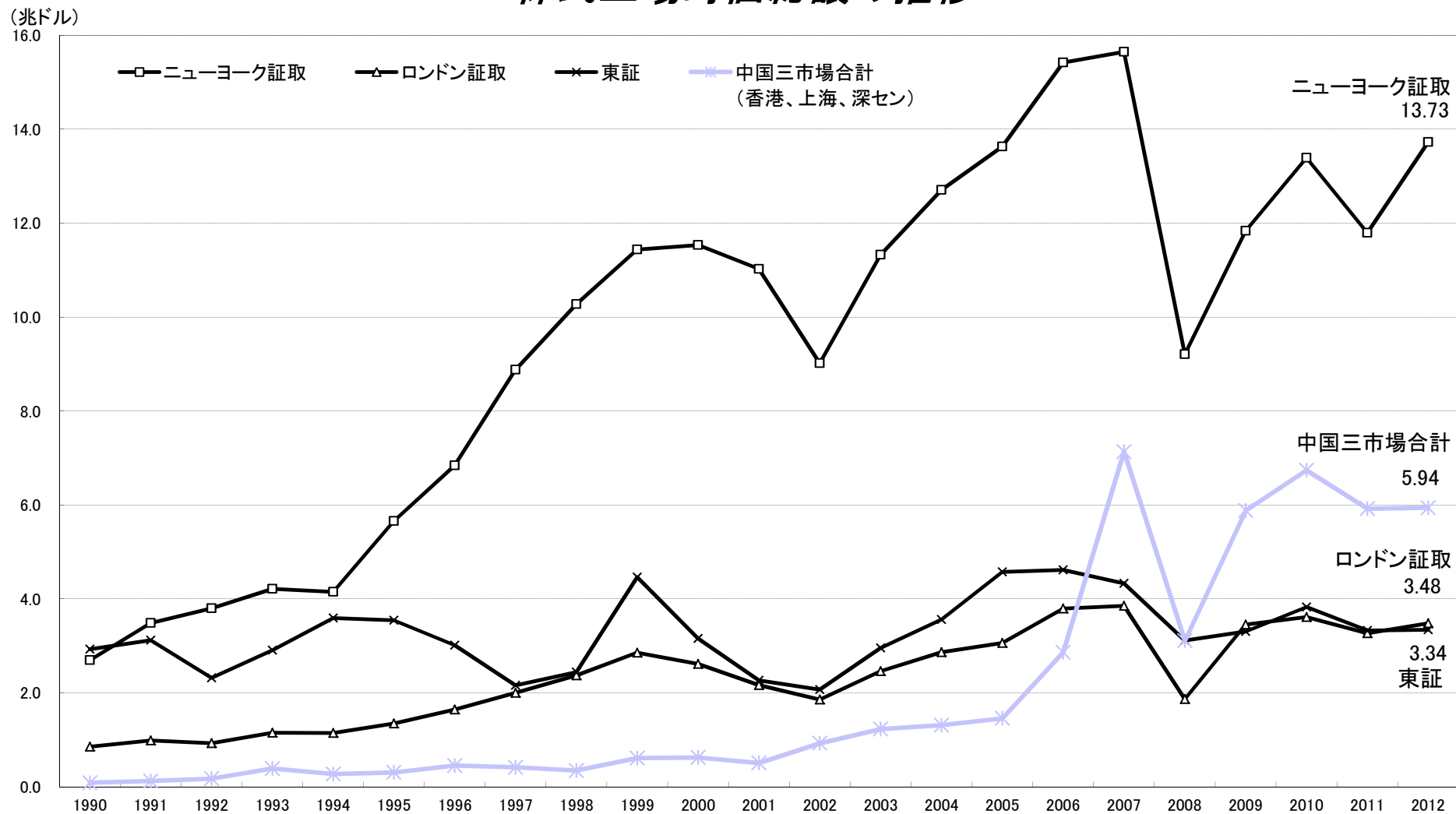


世界の商品市場の出来高の推移



(出所) 世界: 世界先物取引業協会、日本: 日本商品清算機構
 (注) 年間値

株式上場時価総額の推移



(資料) World Federation of Exchanges

(注) 年末値(2012年は9月末時点)。中国三市場合計(1990年~2001年)については、香港取引所のみの時価総額。

各株式市場の時価総額

(百万ドル)

	1996年		2001年		2007年		2008年		2009年		2010年		2011年		2012年 (9月末時点)		
1	NYSE	6,841,988	NYSE	11,026,587	NYSE Group	15,650,833	NYSE Euronext (US)	9,208,934	NYSE Euronext (US)	11,837,793	NYSE Euronext (US)	13,394,082	NYSE Euronext (US)	11,795,575	NYSE Euronext (US)	13,728,190	1
2	東証	3,011,161	Nasdaq	2,739,675	東証	4,330,922	東証	3,115,804	東証	3,306,082	NASDAQ OMX	3,889,370	NASDAQ OMX	3,845,132	NASDAQ OMX	4,801,522	2
3	大証	2,488,980	東証	2,264,528	Euronext	4,222,680	NASDAQ OMX	2,396,344	NASDAQ OMX	3,239,492	東証	3,827,774	東証	3,325,388	ロンドン	3,482,429	3
4	シカゴ	1,763,428	ロンドン	2,164,716	Nasdaq	4,013,650	大証	2,106,744	NYSE Euronext (Europe)	2,869,393	ロンドン	3,613,064	ロンドン	3,266,418	東証	3,342,282	4
5	ロンドン	1,642,582	Euronext	1,889,455	ロンドン	3,851,706	NYSE Euronext (Europe)	2,101,746	ロンドン	2,796,444	NYSE Euronext (Europe)	2,930,072	NYSE Euronext (Europe)	2,446,767	NYSE Euronext (Europe)	2,622,416	5
6	Nasdaq	1,511,824	大証	1,621,509	上海	3,694,348	ロンドン	1,868,153	上海	2,704,778	上海	2,716,470	上海	2,357,423	香港	2,534,223	6
7	ドイツ	664,913	ドイツ	1,071,749	大証	3,038,594	上海	1,425,354	香港	2,305,143	香港	2,711,316	香港	2,258,035	上海	2,307,164	7
8	パリ	586,963	スイス	625,909	香港	2,654,416	香港	1,328,768	大証	2,222,068	大証	2,440,026	大証	1,957,789	TMX	2,289,804	8
9	トロント	486,978	トロント	611,493	トロント	2,186,550	ドイツ	1,110,580	トロント	1,676,814	トロント	2,170,433	TMX	1,912,122	大証	1,937,721	9
10	香港	449,219	イタリア	527,467	ドイツ	2,105,198	トロント	1,033,449	スペイン	1,434,540	ボンベイ	1,631,830	BM&F ボベスパ (ブラジル)	1,228,936	ドイツ	1,346,091	10

	香港	506,073														
上海	—	上海	—													
深セン	—	深セン	—	深セン	784,519	深セン	353,430	深セン	531,940	深セン	1,311,370	深セン	1,054,685	深セン	1,096,986	
香港・上海・深セン合計	449,219	香港・上海・深セン合計	506,073	香港・上海・深セン合計	7,133,283	香港・上海・深セン合計	3,107,552	香港・上海・深セン合計	5,550,452	香港・上海・深セン合計	6,739,156	香港・上海・深セン合計	5,670,143	香港・上海・深セン合計	5,938,372	

(資料) World Federation of Exchanges

(注) 東証・大証については各取引所の統計月報より作成し、重複上場分を含む。

第3章 具体的施策

Ⅱ 成長による富の創出

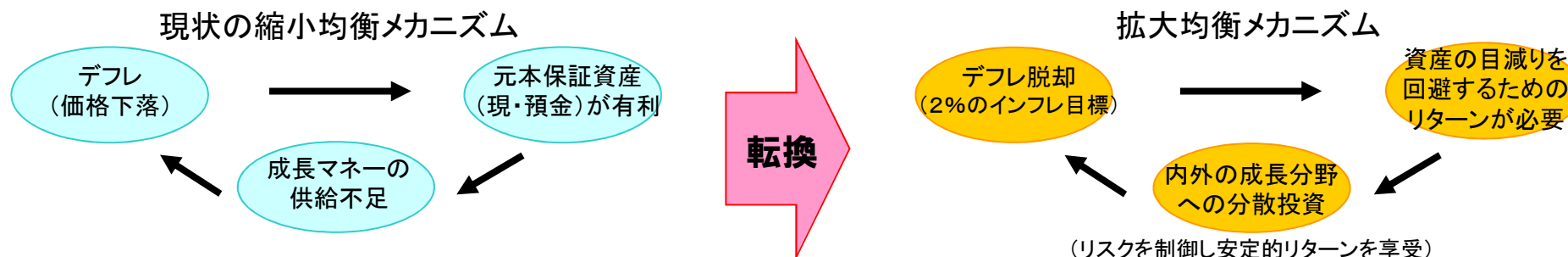
4. 金融・資本市場の活性化等

我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的な資産形成の両立を図るとともに、アジアNo.1 市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組む。このため、約1,500兆円に上る家計金融資産の国内外の資産への中長期・分散投資の環境を整備するとともに、年金・共済等の公的・準公的資金のより高度な運用・リスク管理体制の構築に向けて、各資金の規模や性格に見合った改善策を検討する。成長分野への資金供給に関しては、金融機関による日本銀行の成長基盤強化及び貸出増加を支援するための資金供給(貸出支援基金)の積極活用も期待される。

- ・アジアNo.1 市場の構築:「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進、投資法人(J-REIT)市場の活性化に向けた環境整備
- ・金融経済教育の推進
- ・アジアの金融インフラ整備支援
- ・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISA の拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)

金融資産を有効活用するための方策(直接金融)

(「デフレ下での縮小均衡メカニズム」から、「物価安定下での拡大均衡メカニズム」への転換)



① 家計金融資産の有効活用

- ・ 約1,500兆円の家計金融資産の過半が現預金。成長資金の供給が不十分。
- ・ 家計に国内外の資産への中長期・分散投資による資産形成の機会を提供し、成長資金の供給と安定的な資産形成の両立を図る。
 - 日本版ISAの拡充
 - 投信商品の改善促進 (真に顧客の資産形成を助ける商品の開発・販売)
 - 金融教育の強化 (資産運用に関する知識の普及)

② 公的・準公的資金の有効活用

- ・ 年金・共済等の公的資金の運用は安全資産に偏り、世界的にも収益は低水準。
- ・ 資金の規模や性格に相応しいより高度な運用・リスク管理体制を構築し、国民の許容するリスクの範囲内で内外の成長分野に資金を振り向ける。

- ✓ 国民の保有する資産のリターンをリスク分散を図りつつ高める
- ✓ 日本の株式市場を日本人の手に
- ✓ 日本の金融資産運用市場の発展

日本再生戦略について(金融戦略の概要) (24.7.31閣議決定)

国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

- ◆ 日本版ISAの所要の検討
- ◆ 教育資金を通じた世代間の資産移転の促進
- ◆ 休眠預金の活用
- ◆ Jリート市場の活性化 等

政策金融・官民連携による資金供給の拡大

- ◆ 公的・準公的セクター資金の有効活用 等

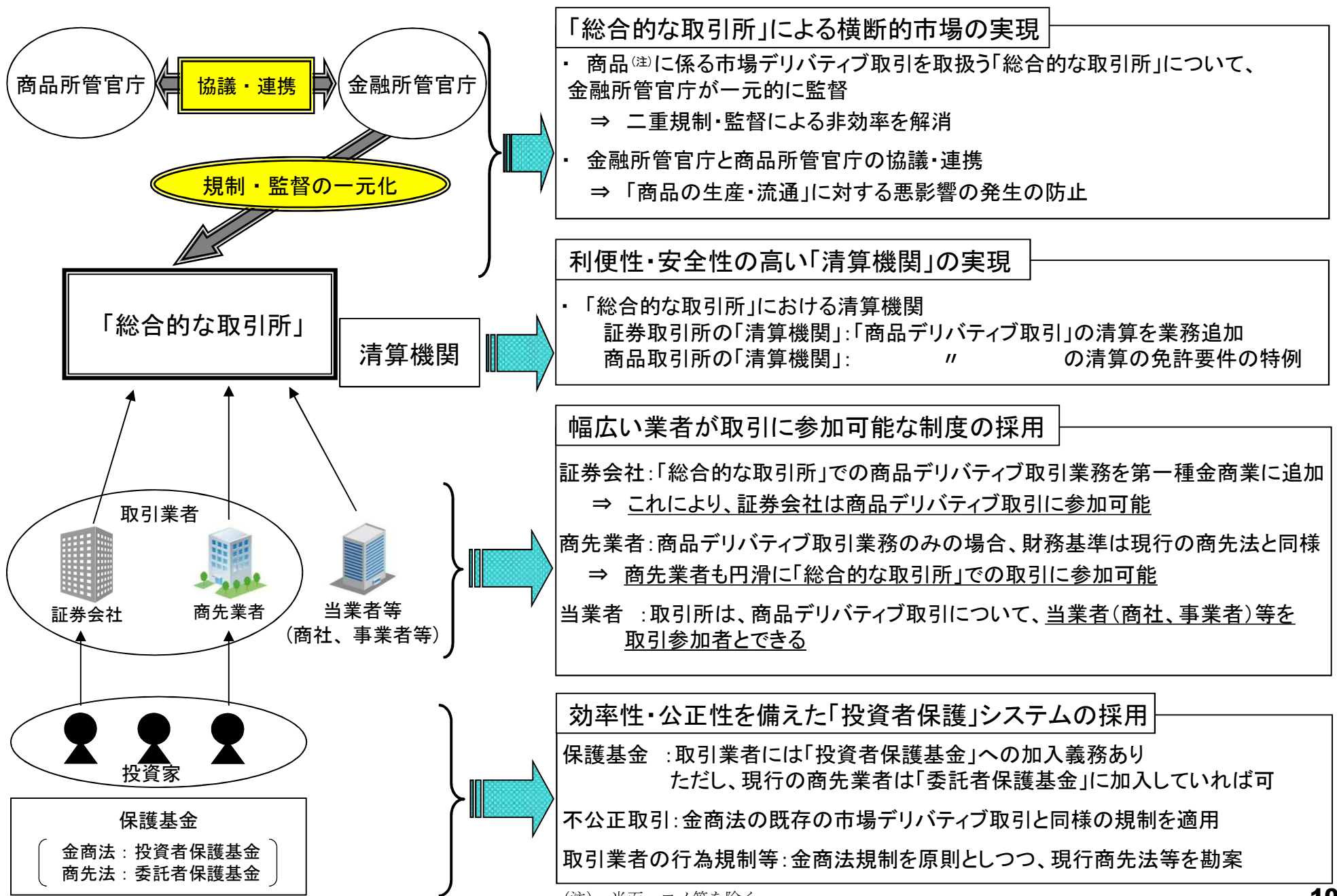
将来の成長可能性を重視した金融の実現、地域密着型金融の推進

- ◆ 金融円滑化法からの円滑な移行に向けた体制整備
- ◆ 個人保証制度の見直し
- ◆ 動産・売掛債権担保の利用促進策の整備
- ◆ 金融機関による資本性資金の供給促進策(5%出資規制の見直しを含む)の検討 等

アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立

- ◆ 総合的な取引所の実現 等

総合的な取引所の実現



「総合的な取引所」による横断的市場の実現

- 商品^(注)に係る市場デリバティブ取引を取扱う「総合的な取引所」について、金融所管官庁が一元的に監督
 - ⇒ 二重規制・監督による非効率を解消
- 金融所管官庁と商品所管官庁の協議・連携
 - ⇒ 「商品の生産・流通」に対する悪影響の発生の防止

利便性・安全性の高い「清算機関」の実現

- 「総合的な取引所」における清算機関
 - 証券取引所の「清算機関」：「商品デリバティブ取引」の清算を業務追加
 - 商品取引所の「清算機関」： " " " " の清算の免許要件の特例

幅広い業者が取引に参加可能な制度の採用

- 証券会社：「総合的な取引所」での商品デリバティブ取引業務を第一種金商業に追加
 - ⇒ これにより、証券会社は商品デリバティブ取引に参加可能
- 商先業者：商品デリバティブ取引業務のみの場合、財務基準は現行の商先法と同様
 - ⇒ 商先業者も円滑に「総合的な取引所」での取引に参加可能
- 当業者：取引所は、商品デリバティブ取引について、当業者(商社、事業者)等を取引参加者とできる

効率性・公正性を備えた「投資者保護」システムの採用

- 保護基金：取引業者には「投資者保護基金」への加入義務あり
ただし、現行の商先業者は「委託者保護基金」に加入していれば可
- 不公正取引：金商法の既存の市場デリバティブ取引と同様の規制を適用
- 取引業者の行為規制等：金商法規制を原則としつつ、現行商先法等を勘案

(注) 当面、コメ等を除く

「金融・資本市場競争力強化プラン」の基本的な考え方

〔金融庁
H19.12.21〕

競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
→我が国金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
→内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

「金融・資本市場競争力強化プラン」の柱

I. 金融・資本市場の信頼と活力

→公正性・透明性を確保しつつ多様性・利便性を高める市場インフラを整備

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

→多様で質の高いサービスの提供を可能とする、時代のニーズにマッチした競争環境を整備

III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)

→監督当局の行政手法の改善により、規制の実効性・効率性・透明性を向上

IV. 市場をめぐる周辺環境

→専門性の高い人材の確保、都市インフラの充実



(参考) 国際金融センターとしての競争力比較

	2007年3月	2007年9月	2008年3月	2008年9月	2009年3月	2009年9月	2010年3月	2010年9月	2011年3月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	
1位	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン、 ニューヨーク	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	ロンドン	1位
2位	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	ニューヨーク	2位
3位	香港	香港	香港	シンガポール	シンガポール	香港	香港	香港	香港	香港	香港	香港	3位
4位	シンガポール	シンガポール	シンガポール	香港	香港	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	4位
5位	チューリヒ	チューリヒ	チューリヒ	チューリヒ	チューリヒ	深セン	東京	東京	東京、上海	上海	東京	チューリヒ	5位
6位	フランクフルト	フランクフルト	フランクフルト	ジュネーブ	ジュネーブ	チューリヒ	シカゴ	上海		東京	チューリヒ	ソウル	6位
7位	シドニー	ジュネーブ	ジュネーブ	東京	シカゴ	東京	チューリヒ	シカゴ	シカゴ	シカゴ	シカゴ	東京	7位
8位	シカゴ	シカゴ	シカゴ	シカゴ	フランクフルト	シカゴ	ジュネーブ	チューリヒ	チューリヒ	チューリヒ	上海	シカゴ	8位
9位	東京	シドニー	東京	フランクフルト	ボストン	ジュネーブ	深セン、 シドニー	ジュネーブ	ジュネーブ	サンフランシスコ	ソウル	ジュネーブ	9位
10位	ジュネーブ	東京	シドニー	シドニー	ダブリン	上海		シドニー	シドニー、トロント	トロント	トロント	トロント	10位

(東京15位)

<参考 ロンドン、ニューヨーク、東京の総合評価、サブ指標(産業セクター、競争力)における評価(要約)>

	2012年3月	2012年9月
ロンドン	過去11回連続1位 (サブ指標における順位) 産業セクター…全6部門中、資産運用、政府・規制、プロフェッショナルサービス、プライベートバンキングの4部門で1位、銀行業で2位、保険業で3位 競争力…全5部門中、人材、ビジネス環境、市場アクセス、インフラ、総合競争力の全5部門で1位	過去12回連続1位。 (サブ指標における順位) 産業セクター…全6部門中、資産運用、政府・規制、保険業、プロフェッショナルサービス、プライベートバンキングの5部門で1位、銀行業で2位 競争力…全5部門中、人材、ビジネス環境、市場アクセス、インフラ、総合競争力の全5部門で1位
ニューヨーク	過去11回連続2位、北米1位 (サブ指標における順位) 産業セクター…銀行業で1位、その他の部門で2位 競争力…ロンドンに次いで全部門で2位	過去12回連続2位、北米1位 (サブ指標における順位) 産業セクター…銀行業で1位、資産運用、政府・規制、保険業、プロフェッショナルサービスの4部門で2位、プライベートバンキングで4位 競争力…ロンドンに次いで全部門で2位
東京	アジア3位 (サブ指標における順位) 産業セクター…銀行業、保険業で5位、政府・規制で7位、資産運用で9位、プライベートバンキングで10位 競争力…人材、市場アクセス、インフラ、総合競争力の分野で5位、ビジネス環境で7位	アジア4位。 (サブ指標における順位) 産業セクター…資産運用、銀行業、保険業で5位、政府・規制で7位 競争力…人材で5位、市場アクセス、総合競争力で7位、インフラ、ビジネス環境で8位

(資料) Financial Centre Futures “The Global Financial Centres Index ”

(参考)国の経済政策において証券・先物市場の強化が重要であることについて

* マックス・ウェーバー「取引所」(1894年～96年)(中村・柴田訳 未来社 昭和43年)より抜粋

- 諸国民は、たとえ軍事上は平和にいらしていても、経済上は国民の生存と経済の権力のために容赦ない不可避の闘争をくりひろげる。
- 強力な取引所は『倫理的文化』のためクラブではありえない。大銀行の資本も『福祉施設』ではない。……この世の目標を追求する経済政策にとっては、強力な取引所や大銀行の資本は経済上の闘争における権力手段、これに尽きる。
- 外国の取引所に比べて自国の取引所の権力地位が高まる……これはまた自国の財政上のしたがって政治上の権力地位をいちじるしく高めることにもなる。
イタリアとかロシアとか資金を必要としている強国が債券売出しのチャンスをうかがっているとき、こうした強国に有利なチャンスを提供するのは、ベルリン取引所かそれともパリ取引所か、これは政治上どうでもよい問題ではない。
さらに、市場を支配するのは自国の商人かそれとも外国の商人か、自国の消費と自国の生産に重要な品目の世界市場取引が集中するのはどこか、これは自国の経済上の利害にとってどうでもよい問題ではない。

(参考)証券・先物市場は高度に組織化された 社会システムであることについて

- * 島本得一編集「堂島米会所文献集」(所書店 昭和45年)より抜粋
 - 従来世界最古の組織的証券市場として知られているのは、1773年(安永2年)にロンドンのコーン・ヒルにあったニュー・ジョナサンスという珈琲店に「証券取引所」の看板が掲げられ、一日6ペンスの入場料を払って、仲買が集合し、証券取引を行ったことであるが、わが日本では、それに先だつこと約半世紀の1725年(享保10年)に蔵米を対象とした証券市場が、大阪で第三者管理の下に組成され、次いで、5年後の1730年(享保15年)に幕府公許の会員組織「堂島米会所」に改組され、当時の新開地である堂島新地に市場を開設した。
 - 未だ外国の影響をうけない徳川鎖国時代に、町人独自の創意工風によって、世界最古の組織的証券市場が発生し、発展したことは、日本人の優秀性を示すものとして、驚歎すべきことと言わざるを得ないであろう。
 - 殊に当時既に50軒の遣操両替屋によって行われた、組織的売買清算業務は、1867年に欧州で始められたフランクフルト株式取引所よりも130余年前であり、更に、米国紐育株式取引所のそれは1892年で、我国よりは160余年後くれている。

(参考) 株式市場はどのようなときに発展するのか

* ラグラム・ラジャン、ルイジ・ジンガレス著「セイヴィング キャピタリズム」
 (堀内他訳、18年1月、慶應義塾大学出版会) より抜粋(一部要旨)

○ 一般的に言えば、市場は真空の中に出現するのではない。市場が機能するためには、インフラストラクチャーを必要とする。

＜市場経済化を進めたポーランドとチェコの経験から＞

ポーランドとチェコ共和国がベルリンの壁崩壊後、株式市場をいかにして創設しようとしたか。同じ程度の経済発展の水準から出発した両国は異なる道を選んだ。

チェコは市場の自己組織化能力を強く信じていた。...市場の堅固なインフラを形成する前に、大規模な民営化を開始した。

ポーランドは、対照的に、より漸進的に、最初に厳格な情報開示基準を導入した。 ついで、米国SECと類似の機関を作り、少数株主保護のための規則や情報開示を確実に遂行させる仕事を担わせた。

民営化を進展させたのはポーランドのほうだった。
数年後の状況は、ポーランドにやり方が正しかったことを証明しているように思われる。

チェコの株式市場は開始時点では規模が大きかったが、小口投資家が有効に保護されていないことを理解し始めるにつれて、急速に勢いを失った。投資家がインサイダーによって騙されていたとか、少数株主に対して企業のインサイダーと大手の機関投資家が結託しているという話が当たり前になった。投資家が初期に不幸な体験をした結果、チェコの企業は資金調達の源泉を失った。1996年から98年の間、株式公募により資金調達を行った企業はなかったのである。

それと対照的にポーランド政府当局は、少数株主の権利の侵害を積極的に訴追する意志を示したので、開始当初は小さかったポーランド市場は、すぐにチェコを上回るようになった。自分たちの権利が有効に保護されていることを知って、投資家はポーランドの株式市場を信頼することができるようになり、その結果、新旧両企業は、1996－98年の間に25億ドルの資本を調達できた。

○ 多様な投資家にとって、証券取引委員会(SEC)のような、自分たちの利益を代表する組織や、自分たちを守る法律が必要。

インサイダー規制20年の歩み

- 昭和62年 9月 タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引
- 63年 2月 大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」**
- 平成 元年 4月 証券取引法改正(インサイダー規制 施行)**
- 2年 6月 日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発
⇒ インサイダー規制違反の初めての事例
- 3年 4月 マクロス株式に関する規制違反
⇒ 大蔵省による初の告発事例
- 4年 7月 証券取引等監視委員会が発足
- 6年10月 日本商事株式に関する規制違反
⇒ 証券取引等監視委員会による初の告発事例
- 17年 4月 証券取引法改正
(インサイダー規制違反に対する課徴金の導入 施行)

昭和63年2月 証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

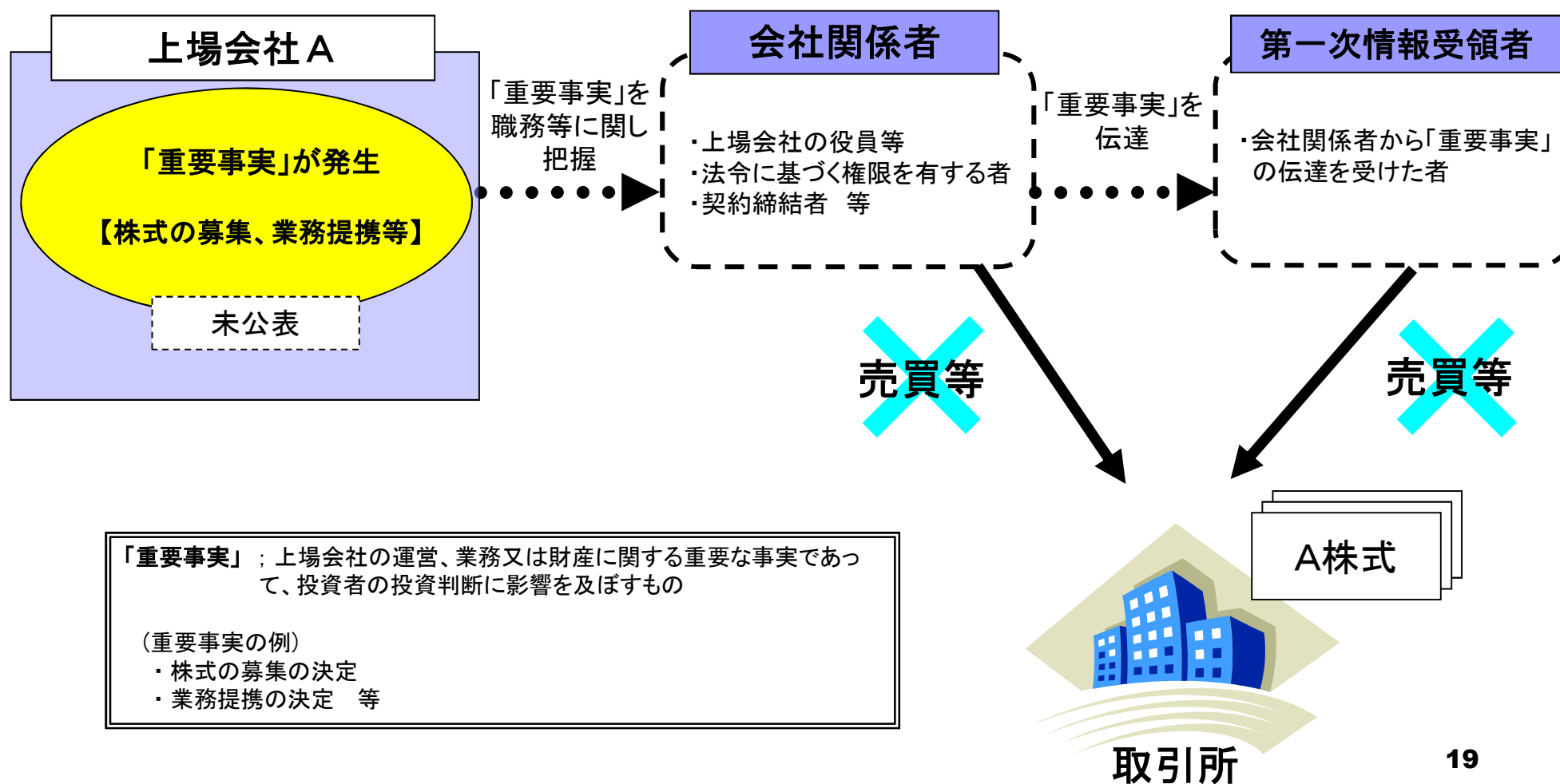
有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

… 当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

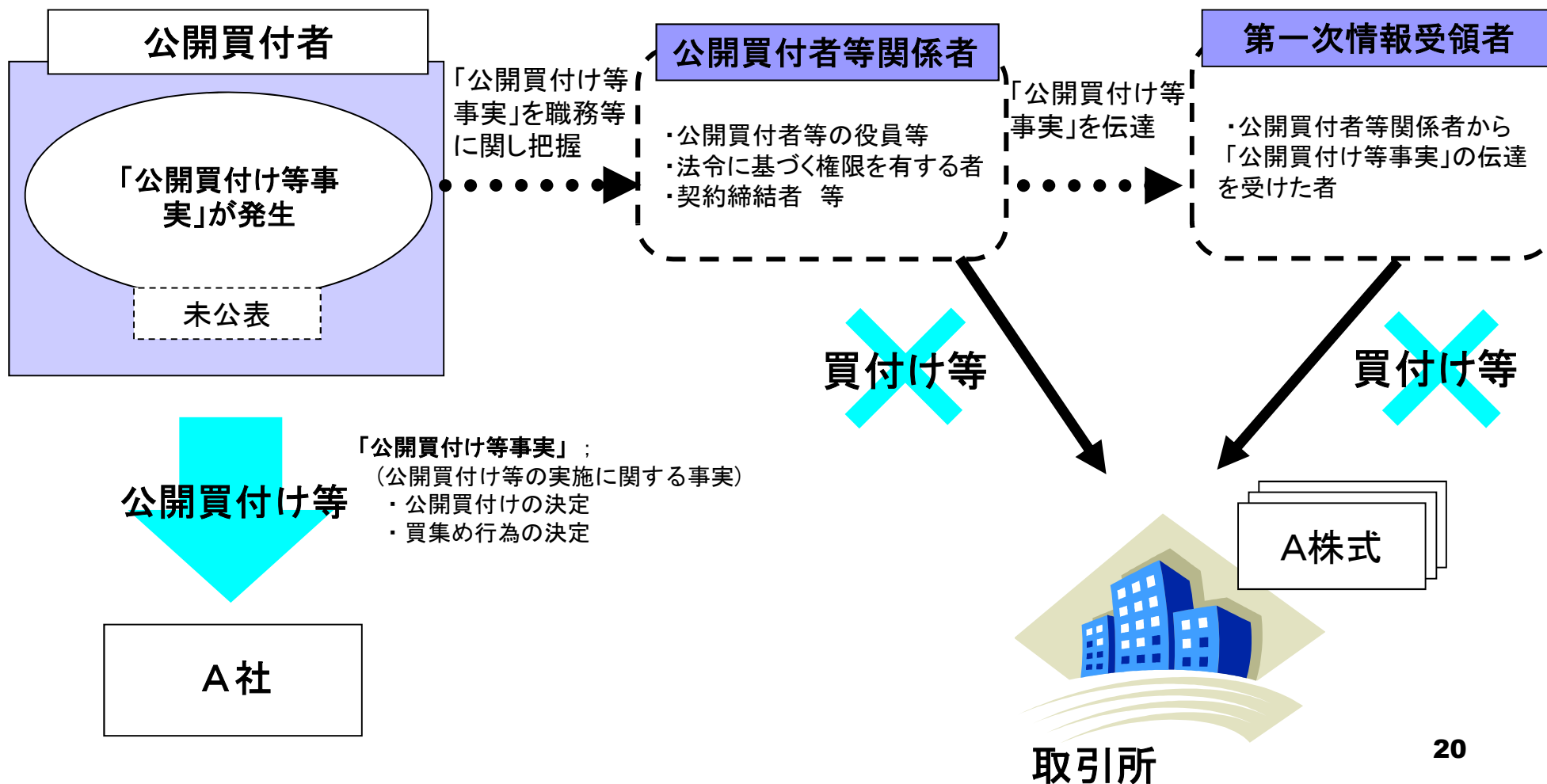
会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。

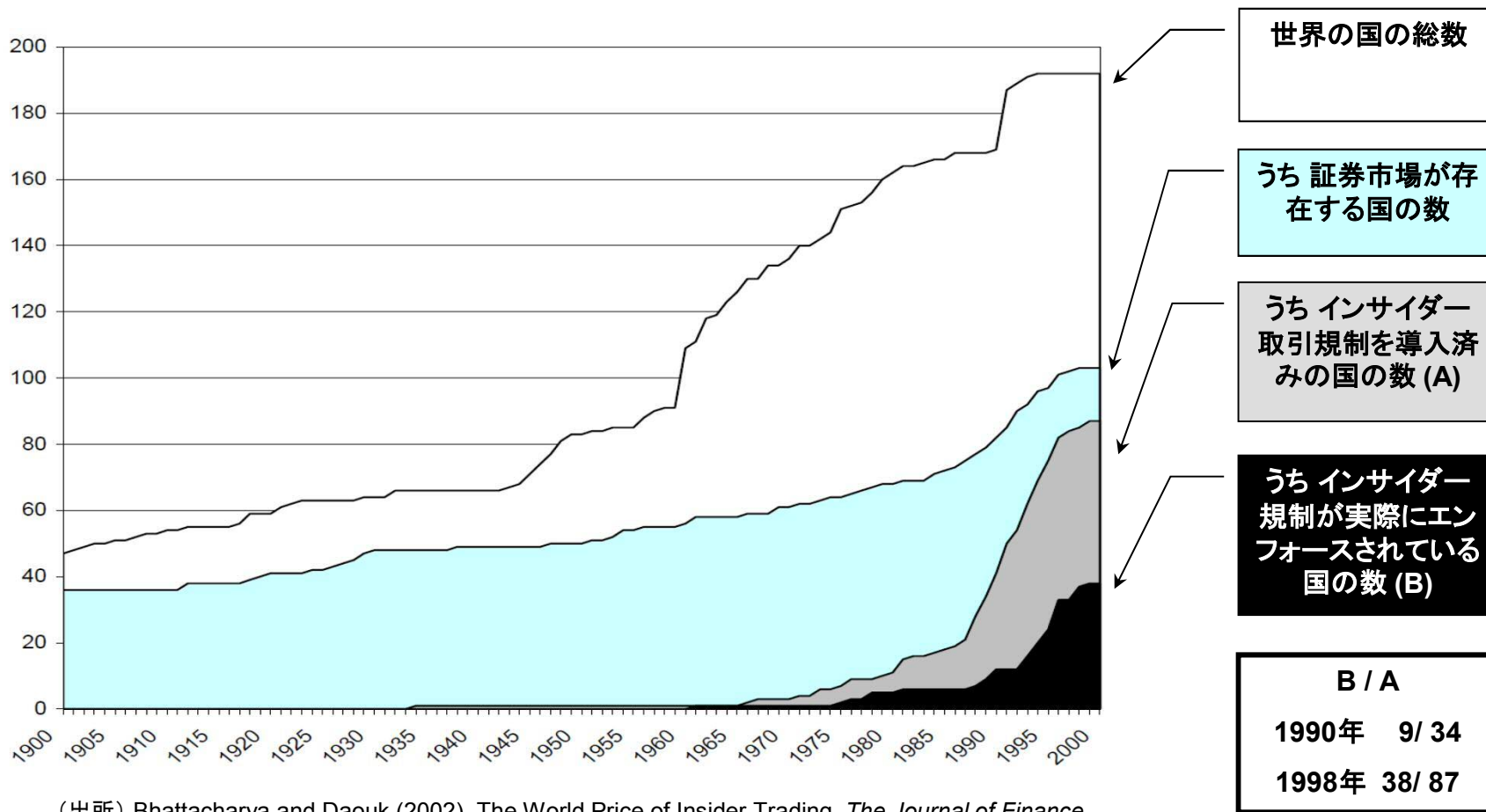


公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



(参考) 世界のインサイダー取引規制の歴史



(出所) Bhattacharya and Daouk (2002), The World Price of Insider Trading. *The Journal of Finance*.

II. 金融商品取引法の規制と エンフォースメント

(ポイント)

- 金融商品取引法の規制とエンフォースメントの概要
- 証券取引等監視委員会の設立
- 証券取引等監視委員会の市場監視活動の範囲
- 証券取引等監視委員会の定員・組織等

金融商品取引法の規制とエンフォースメントの手段(概要)

規制

開示規制

- 企業内容の開示制度
〔有価証券報告書
有価証券届出書〕
- 公開買付制度
- 大量保有報告制度

<虚偽記載、無届等の禁止>

金融商品取引業等の規制

- 登録・届出・免許制度
金融商品取引業者、登録金融機関、
適格機関投資家等特例業者、
信用格付業者、
金融商品取引業協会、
金融商品取引所、清算機関

<行為規制、無登録等の禁止>

不公正取引の規制

「何人も」を対象に

- <インサイダー取引規制>
- <相場操縦行為の禁止>
- <風説の流布・偽計の禁止>

エンフォースメントの手段

① 刑事罰

〔懲役・罰金
没収、追徴〕

② 裁判所の禁止
停止命令

③ 課徴金

④ 監督・行政処分

- ・有価証券報告書等の訂正命令
- ・登録等
- ・業務改善・停止命令
- ・登録等の取消し

⑤ 自主規制

⑥ 民事責任

エンフォースメントの組織

金融庁

証券取引等監視委員会

日経平均株価の推移



証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申(要旨)

平成3年(1991年)9月13日
臨時行政改革推進審議会

今般の証券会社による特定顧客に対する損失補填、暴力団関係者との不明朗な取引など一連の不祥事に関連して、内閣総理大臣から証券市場の監視・適正化のための是正策について検討するよう要請を受けた。

近年、我が国の証券市場は急速な拡大・国際化を遂げ、その結果、日本経済のみならず、世界三大証券市場の一つとして世界経済全体に対する効率的な資金配分機能の重要な一翼を担うこととなった。

我が国の証券市場が内外の信頼を確保し、世界経済において、その市場の大きさに見合った責務を果たしていくためには、今回の問題及びこれに対する内外の批判をも踏まえつつ、我が国証券市場及び行政の在り方について全般的な見直しを行う必要。当審議会としては、改革の大綱を早急に提示すべく、いかにして自由、公正で透明、健全な証券市場の実現を図るかを基本目標として、答申をとりまとめ。

1. 証券行政の見直しと透明性の確保

…業界の保護・育成から競争原理の活用、投資家保護の徹底を旨とした市場育成へと行政を転換。

(1) 証券行政の在り方の見直しと競争の促進

証券市場の自由化を進め競争の一層の促進を図る観点から、新規参入の促進、株式等の委託手数料の自由化。

(2) 証券行政の透明化

ルールの明確化の観点から、通達等を全面的に見直し。(性格に応じ法令化、自主規制機関の規則への移行)

2. 自主規制機関の機能の充実・強化

健全な資本市場の発展を確保するには、市場関係者による自主的な改革努力が必要。市場ルールの遵守を行政のみで監視することは困難。「自主規制機関を通じた証券市場の規制」を重視し、自主規制の定着を図る。

3. 検査・監視体制の在り方

上記により、自主規制機関による自主規制機能の充実、強化を行った上で、次のとおり、市場ルールの遵守状況を中立的・客観的な立場から検査・監視する体制と仕組みを確立。

- ・ 行政部門から独立した、国家行政組織法8条に基づく委員会を設置。公正で権威の高い第三者がこれを統括。
- ・ 国税犯則調査に準ずる強制調査権と告発権限、行政処分等を求める勧告、施策の建議を行う。

4. 自己責任の徹底等

- ・ 証券界及び投資家において、自己責任原則の重要性が再認識される必要。
- ・ 自由化・効率化の中で経営の基本が見失われないよう、証券会社及び金融機関において、早急に内部監査制度の充実、内部牽制機能の強化など内部管理体制の総点検・見直しが必要。
- ・ 暴力団の不当な介入を排除する対策と連携体制を構築する必要。

証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。
1992(H4)年発足。

- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。

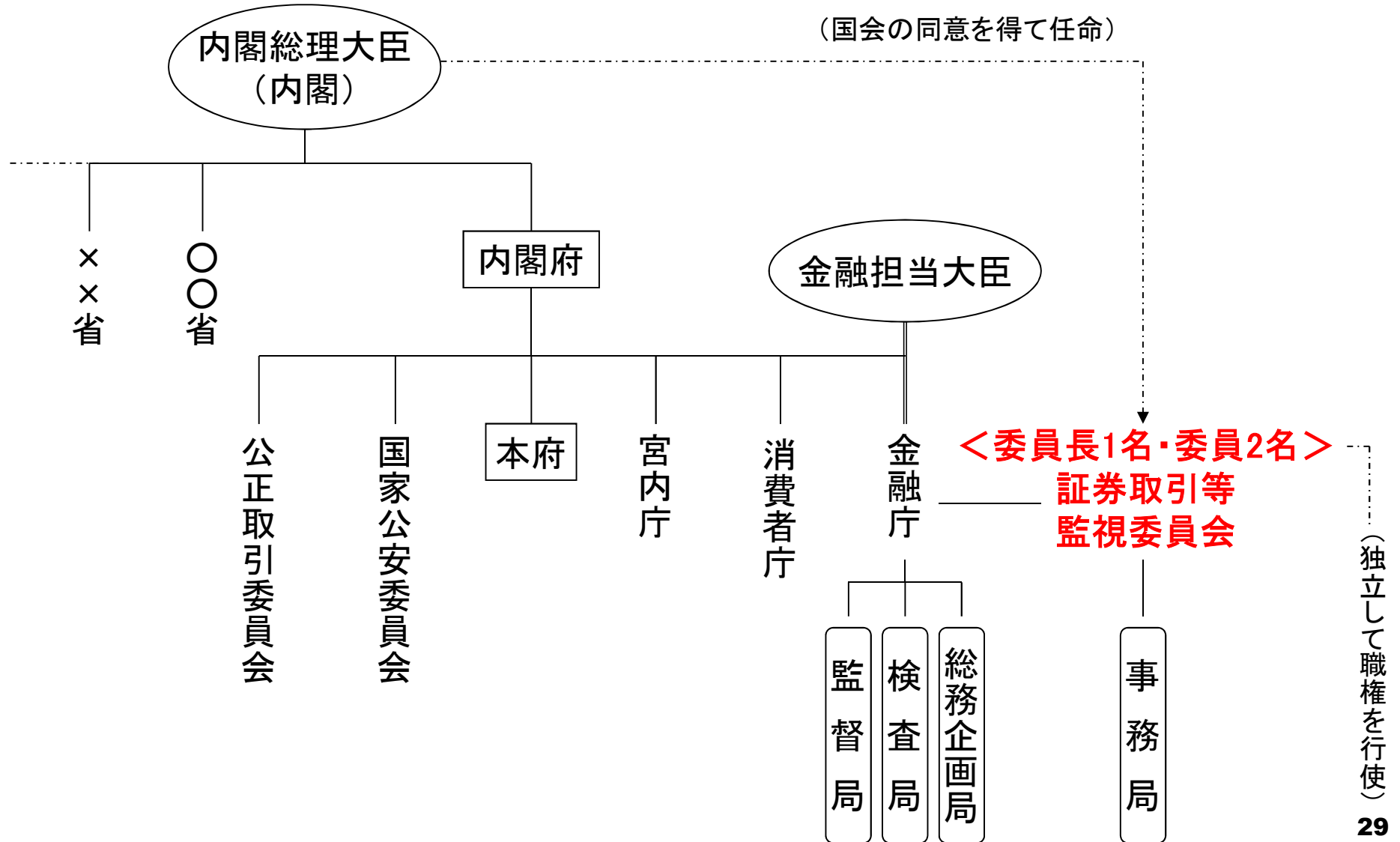
- 主な仕事:
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)

- 事務局(含財務局)の職員数は714人(H24年度末定員)。
※ 202人(1992年度)→251人(2000年度)→714人

歴代委員長・委員推移表

	H4. 7~H7. 7 (第1期)	H7. 7~H10. 7 (第2期)	H10. 7~H13. 7 (第3期)	H13. 7~H16. 7 (第4期)	H16. 7~H19. 7 (第5期)	H19. 7~H22. 12 (第6期)	H22. 12~H25. 12 (第7期)
委員長	水原 敏博 (元名古屋高検検事長)	水原 敏博 【再任】	佐藤 ギン子 【再任】	高橋 武生 【再任】	高橋 武生 【再任】	佐渡 賢一 (元福岡高検検事長)	佐渡 賢一 【再任】
委員	成田 正路 (元NHK解説委員)	成田 正路 【再任】	高橋 武生 (元福岡高検検事長)	川岸 近衛 【再任】	野田 晃子 【再任】	福田 眞也 (元監査法人トーマツ 代表社員)	福田 眞也 【再任】
委員	三原 英孝 (元会計検査院 事務総長)	佐藤 ギン子 (元労働省総務審議官) (元在ケニア駐節 特命全権大使)	川岸 近衛 (元読売新聞社 解説副委員長)	野田 晃子 (元中央青山監査法人 代表社員)	水城 武彦 (元NHK解説委員)	熊野 祥三 (元証券取引等監視委員会 委員長補佐官) (元野村ホールディングス 取締役)	吉田 正之 (元長島・大野・常松 法律事務所顧問)

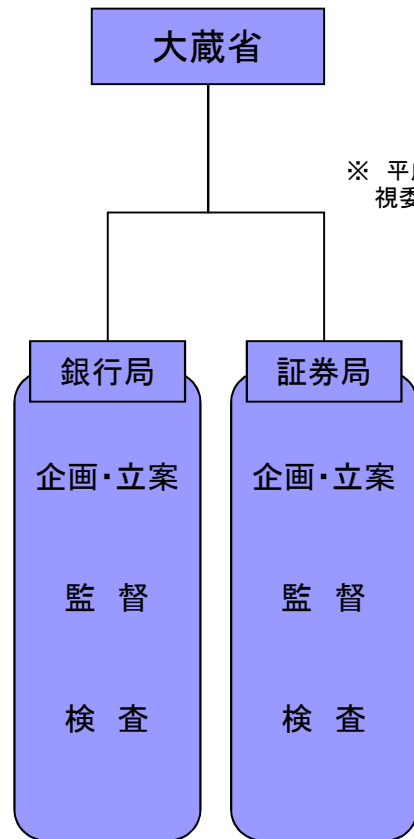
国の行政機構における証券監視委



金融行政機構の改革

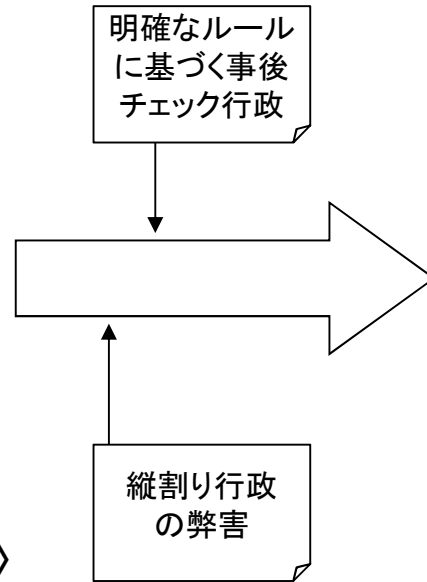
(旧)

(新)

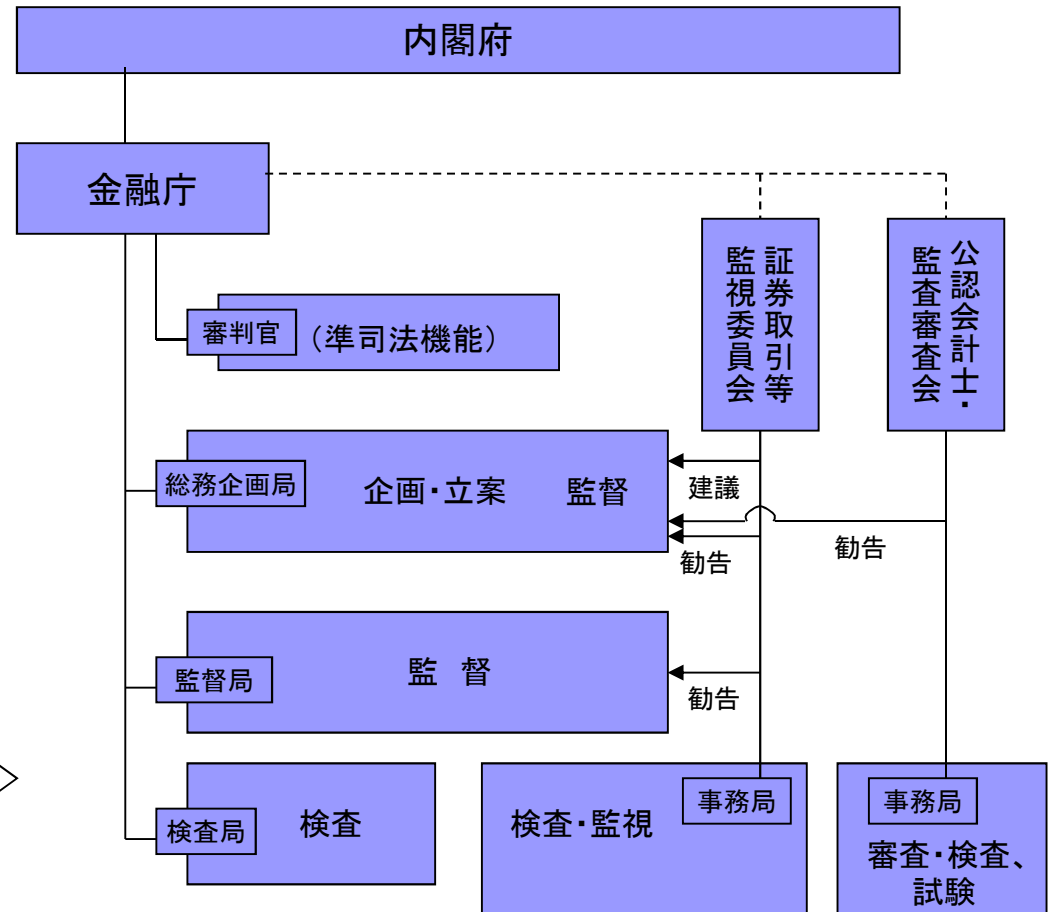


※ 平成4年の証券取引等監視委員会発足以前の姿

〈業態別縦割りの編成〉



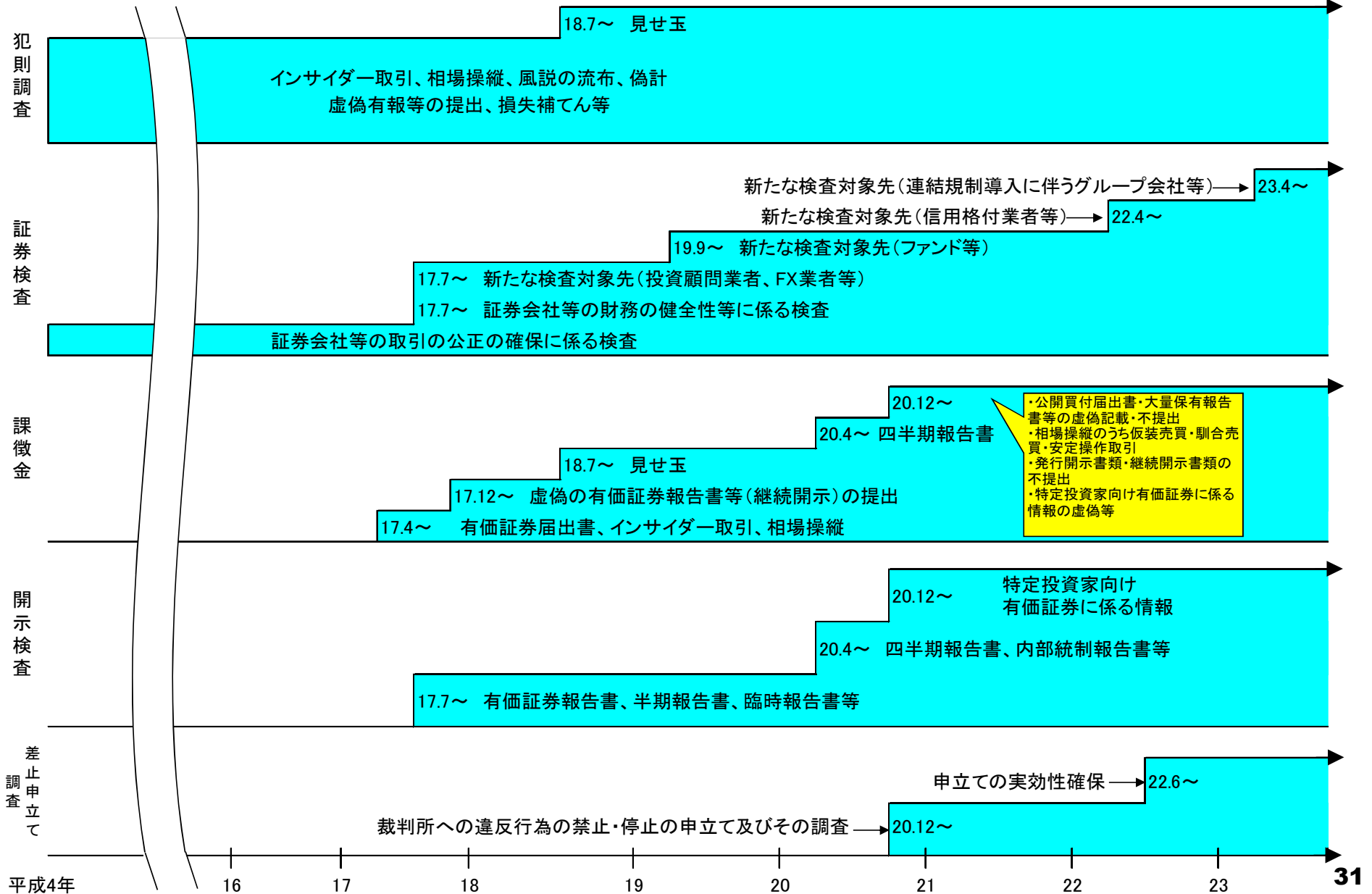
〈中央省庁等改革〉



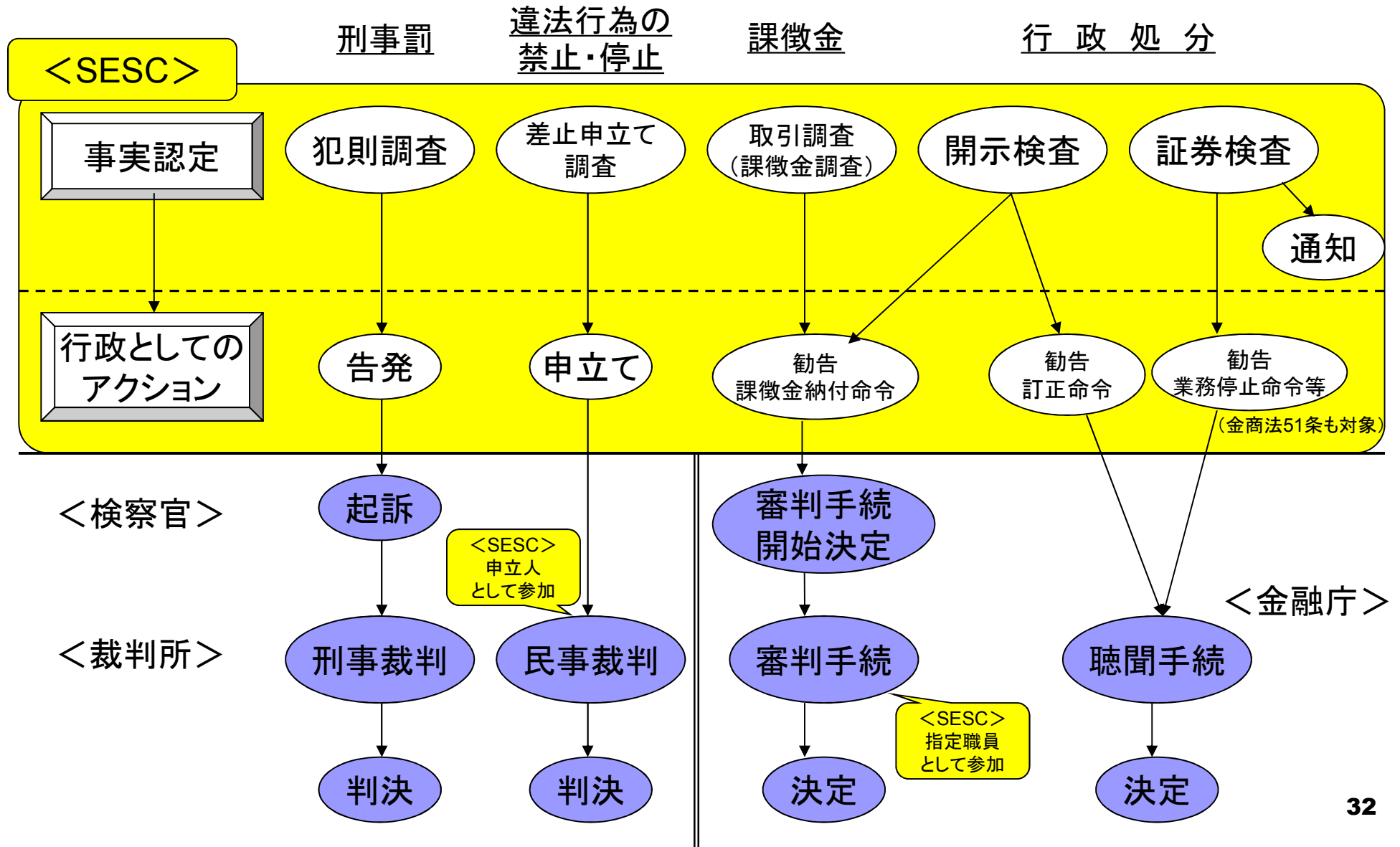
〈業態横断的な機能別の編成〉

〈独立した監視委員会と監査審査会の検査・監視等による市場監視体制の確立〉

証券監視委の市場監視活動の主な推移



市場監視活動における証券監視委の位置づけ



告発・勧告・申立ての実施状況(平成4年～)

単位: 件数

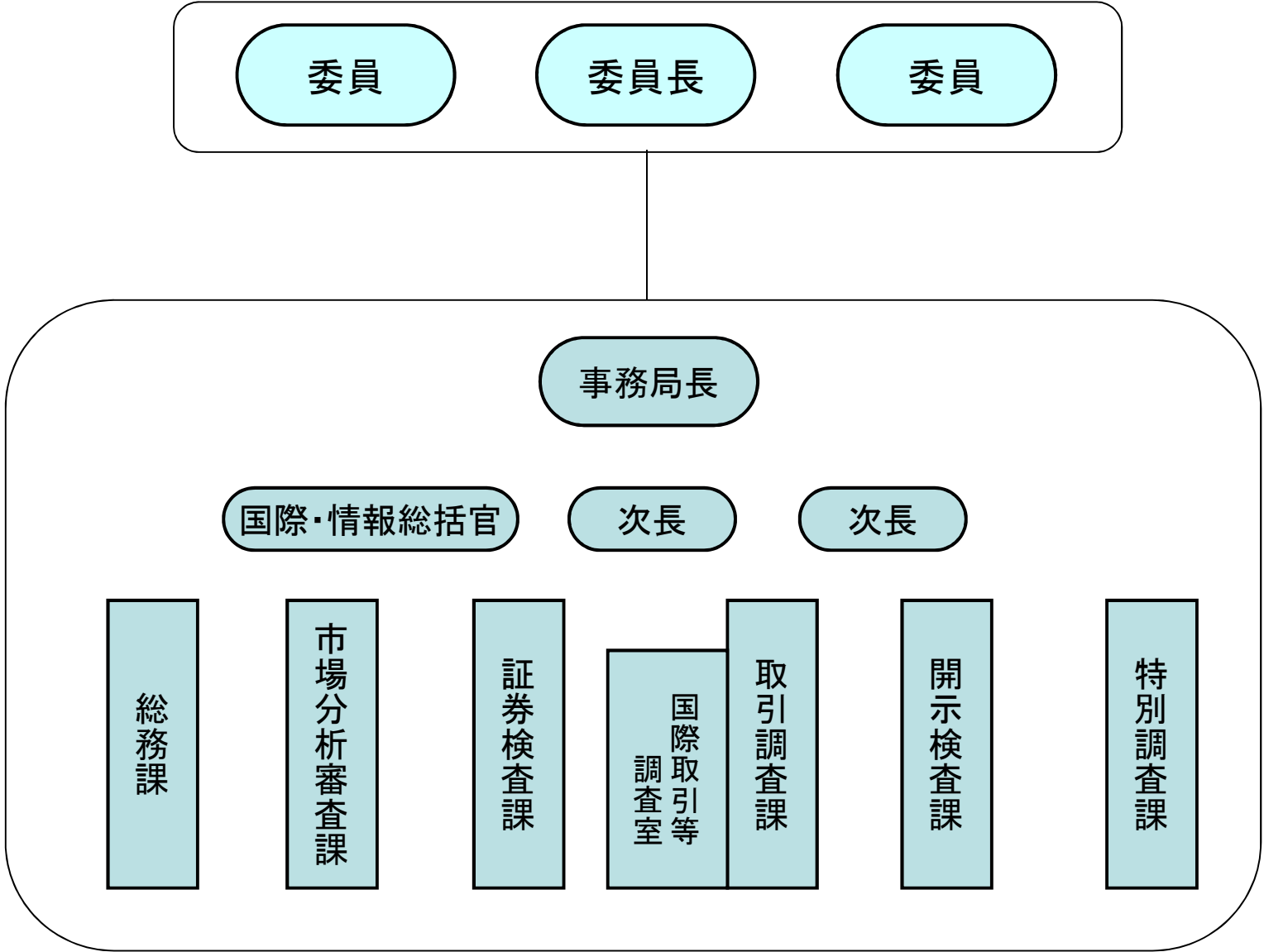
区 分 \ 年 度	4～13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24 (4～12)	合 計
犯則事件の告発 (件)	43 (4.3件/年)	10	10	11	11	13	10	13 (4)	17	8	15	7	164
勧 告 (件)	214	30	26	17	39	43	59	50 (19)	74	63	45	54	695
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32 (15)	53	45	29	36	234
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0 (0)	0	0	0	0	2
証券検査結果等に基づく勧告	214 (21.4件/年)	30	26	17	29	28	28	18 (4)	21	19	16	18	460
無登録業者・無届募集等に対する裁判所 への禁止命令等の申立て(件)	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	0	2	3	0	5

(注)平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、

平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

証券取引等監視委員会の組織

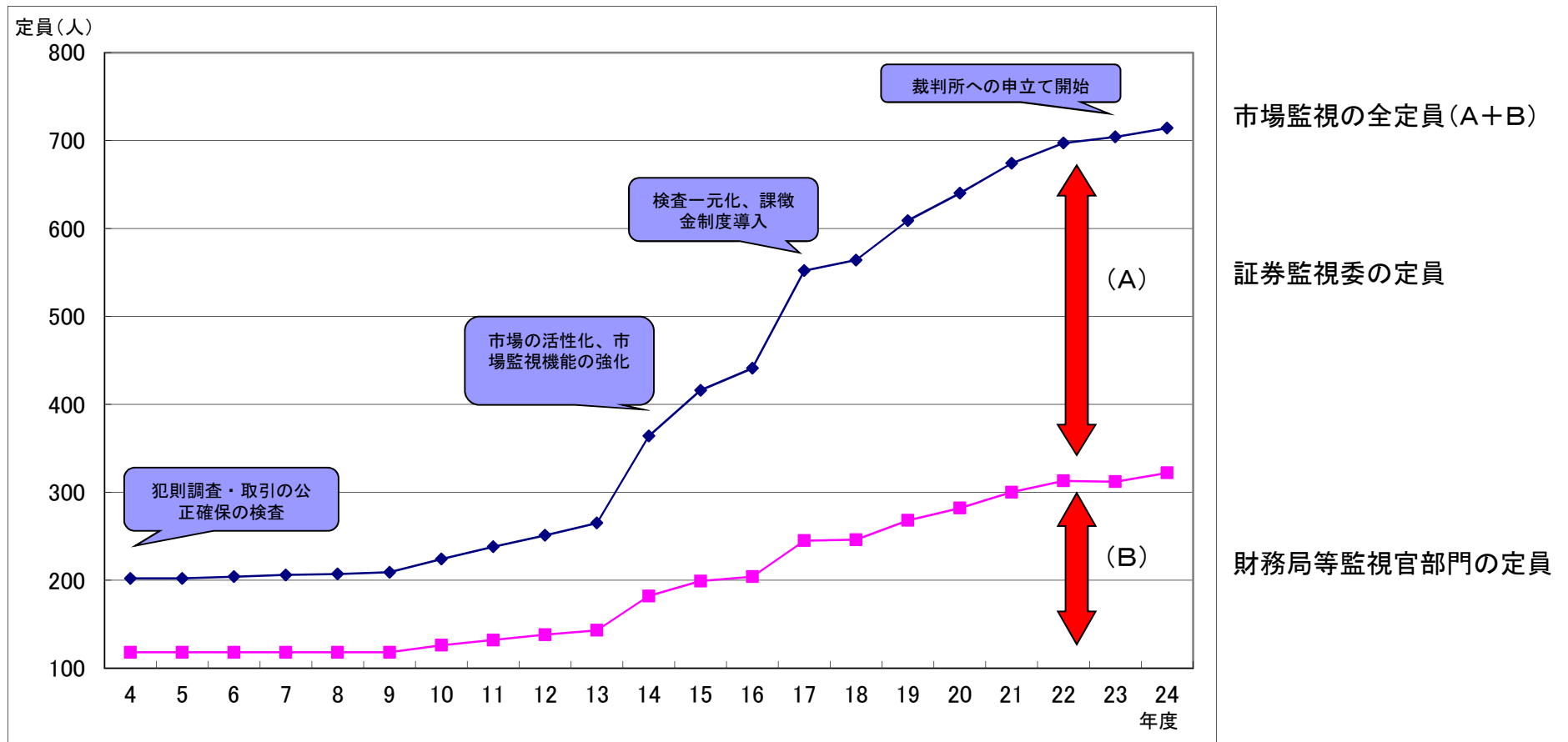


委員会
(合議制)

事務局

証券監視委の定員の推移

証券監視委の定員は、平成4年7月の設立時に202名（うち財務局等は118名）であったが、検査一元化、課徴金制度の導入等により、714名（うち財務局等は322名）に増員された。



III. 証券取引等監視委員会の 活動方針と活動状況

1. 総論

- 第7期活動方針の柱立て
- 3つの基本的考え方のコンセプト
- 5つの重点施策ごとに見た活動概要

証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月18日

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 課徴金制度の一層の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 自主規制機関などとの連携

証券取引等監視委員会 第7期活動方針

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

23年1月18日

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

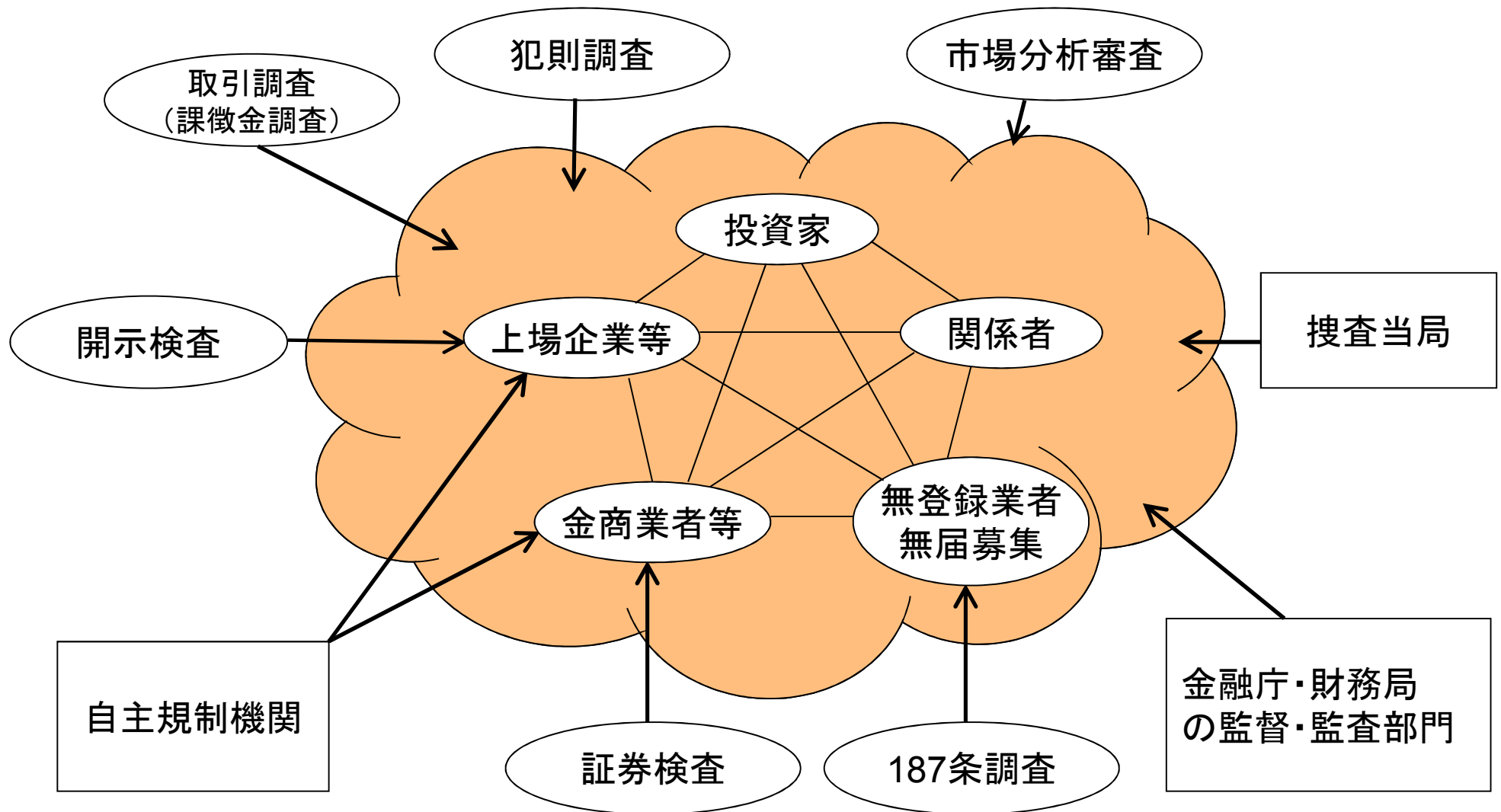
2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「**市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在**」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

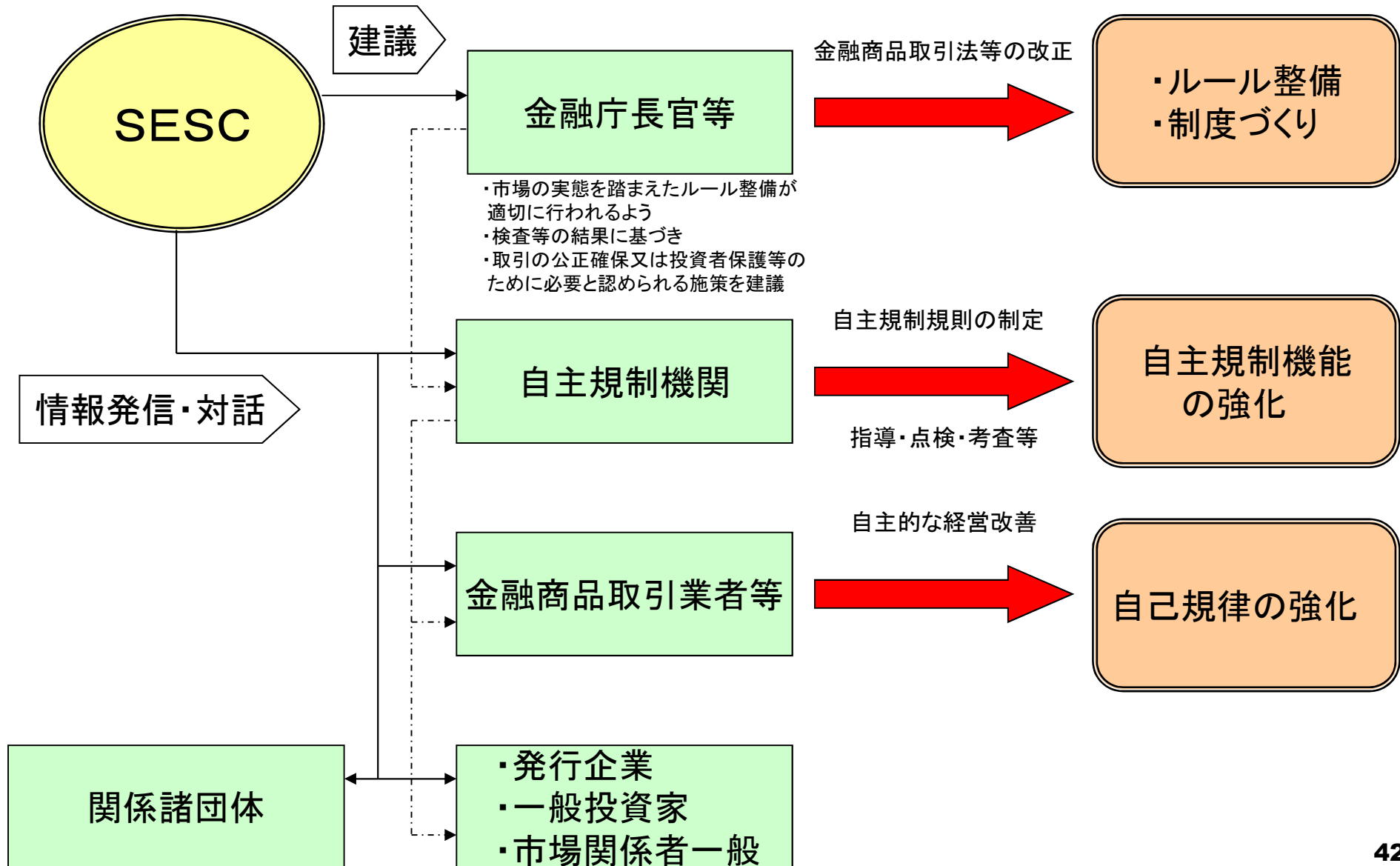
市場監視活動における連関・連携



(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ①

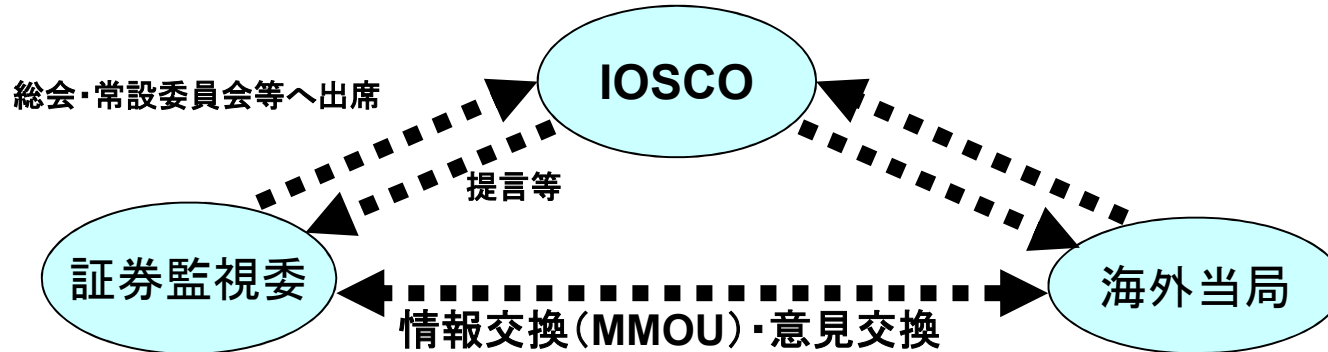
- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ②



(3) 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視



- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応



- ▶人材育成や体制整備の推進



IOSCO多国間MOU署名国一覧

署名国・地域(89 当局)

※左から右に、署名年月日順に記載

欧州 (39)	ギリシャ [2002.10.18]	ポルトガル	フランス [2003.2.19]	ジャージー	英国 [2003.3.10]	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア
	ポーランド	ドイツ [2003.11.5]	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ	デンマーク	ノルウェー	チェコ
	ルクセンブルグ	フィンランド	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア	クロアチア	スロベニア
	キプロス	スルブスカ	オーストリア	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア	エストニア
	リヒテンシュタイン	スウェーデン	ボスニア・ヘルツェゴビナ						
北米・中南米 (15)	オンタリオ州(カナダ)	米国 SEC [2002.11.19]	ケベック州(カナダ)	米国 CFTC [2002.12.19]	メキシコ	アルバータ州(カナダ)	ブリティッシュコロンビア州(カナダ)	英領バージン諸島	バミューダ
	ケイマン諸島	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア	ペルー	エル・サルバドル			
アジア (15)	香港 [2003.3.3]	インド	スリランカ	シンガポール [2005.11.17]	マレーシア	中国 [2007.5.29]	金融庁(日本) [2008.2.19]	タイ	モルディブ
	韓国 [2010.6.9]	パキスタン	台湾	経産省(日本) [2011.5.9]	農水省(日本) [2011.5.9]	ラブアン			
大洋州(2)	オーストラリア	ニュージーランド							
中東(9)	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン	サウジアラビア	シリア	オマーン	アラブ首長国連邦
アフリカ(9)	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ 経済通貨連合	チュニジア	タンザニア	エジプト	モーリシャス

金融庁と海外証券当局との情報交換取極(MOU)締結状況

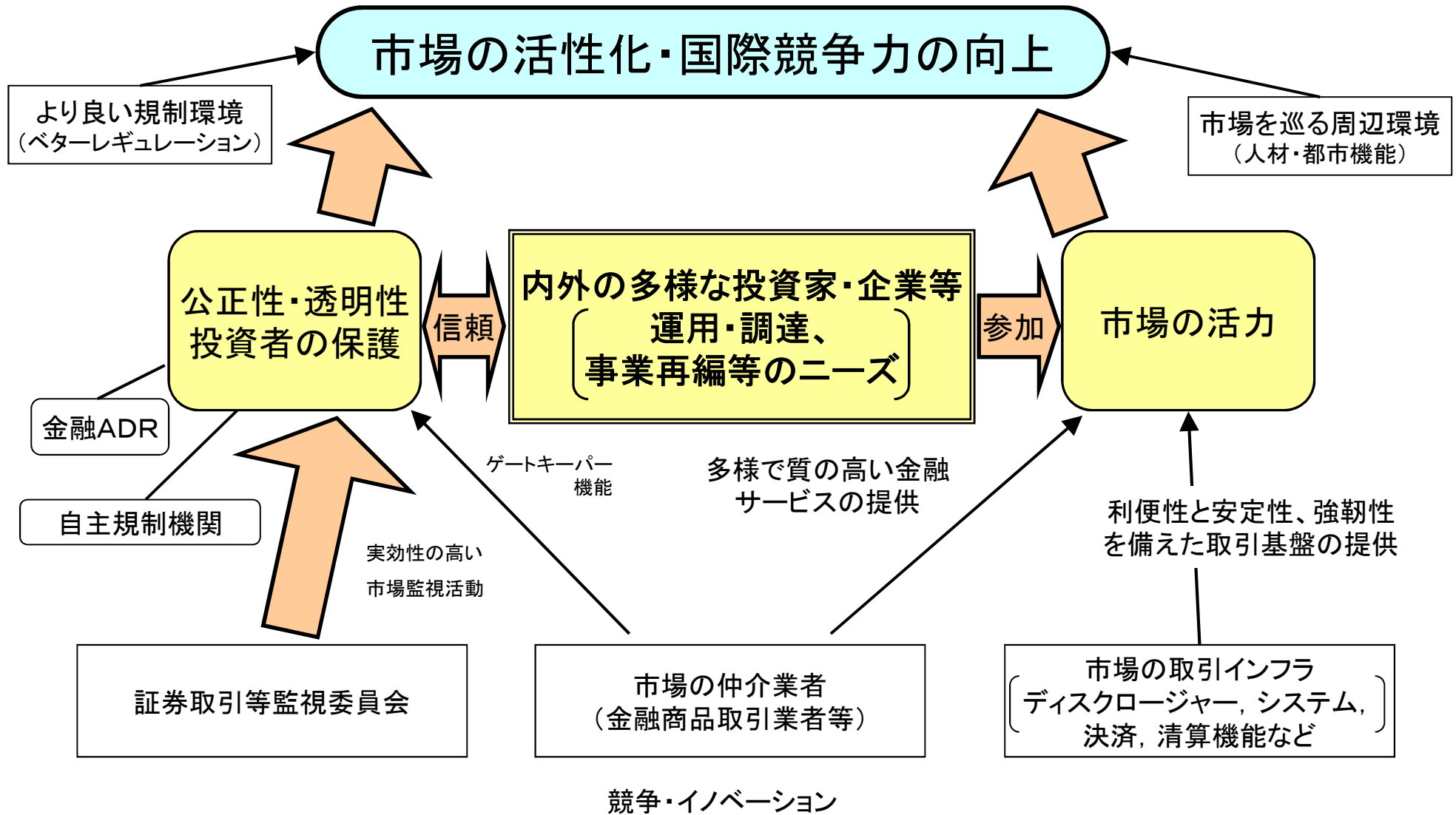
1997年3月	中国証券監督管理委員会(CSRC)
2001年12月	シンガポール通貨監督庁(MAS)
2002年5月	米国証券取引委員会(SEC)及び米国商品先物取引委員会(CFTC)
2004年9月	オーストラリア証券投資委員会(ASIC)
2005年5月	香港証券先物委員会(SFC)
2006年6月	ニュージーランド証券委員会(NZSC)(注)

(注) 2011年5月にニュージーランド金融市場機構(FMA)へ改組



証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

(参考)証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力



重点施策(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

市場動向分析について

金融・資本市場の動向について、幅広く情報収集を行い、個別取引や市場動向の背景にある問題を分析し、機動的な市場監視に活用しています。

具体的には、①「不公正ファイナンスへの対応」等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、②新たな金融商品等への対応を含めた包括的・機動的な市場監視に向けた実態把握に取り組んでいます。

①発行市場・流通市場に目を向けた市場監視

✓ 不公正ファイナンスへの対応

(例) 上場企業に係る開示情報や取引所・一般投資家・市場関係者等からの情報等の収集・分析、上場企業による第三者割当増資実施に係る財務局・取引所等への事前相談結果を踏まえた対応についてのフォローアップ

✓ 市場動向の背景にある問題の分析

(例) 上場企業等における事業再生手続き等の動向、上場企業等における監査法人等の異動の動向

②新たな金融商品等への対応を含めた包括的・機動的な市場監視に向けた実態把握

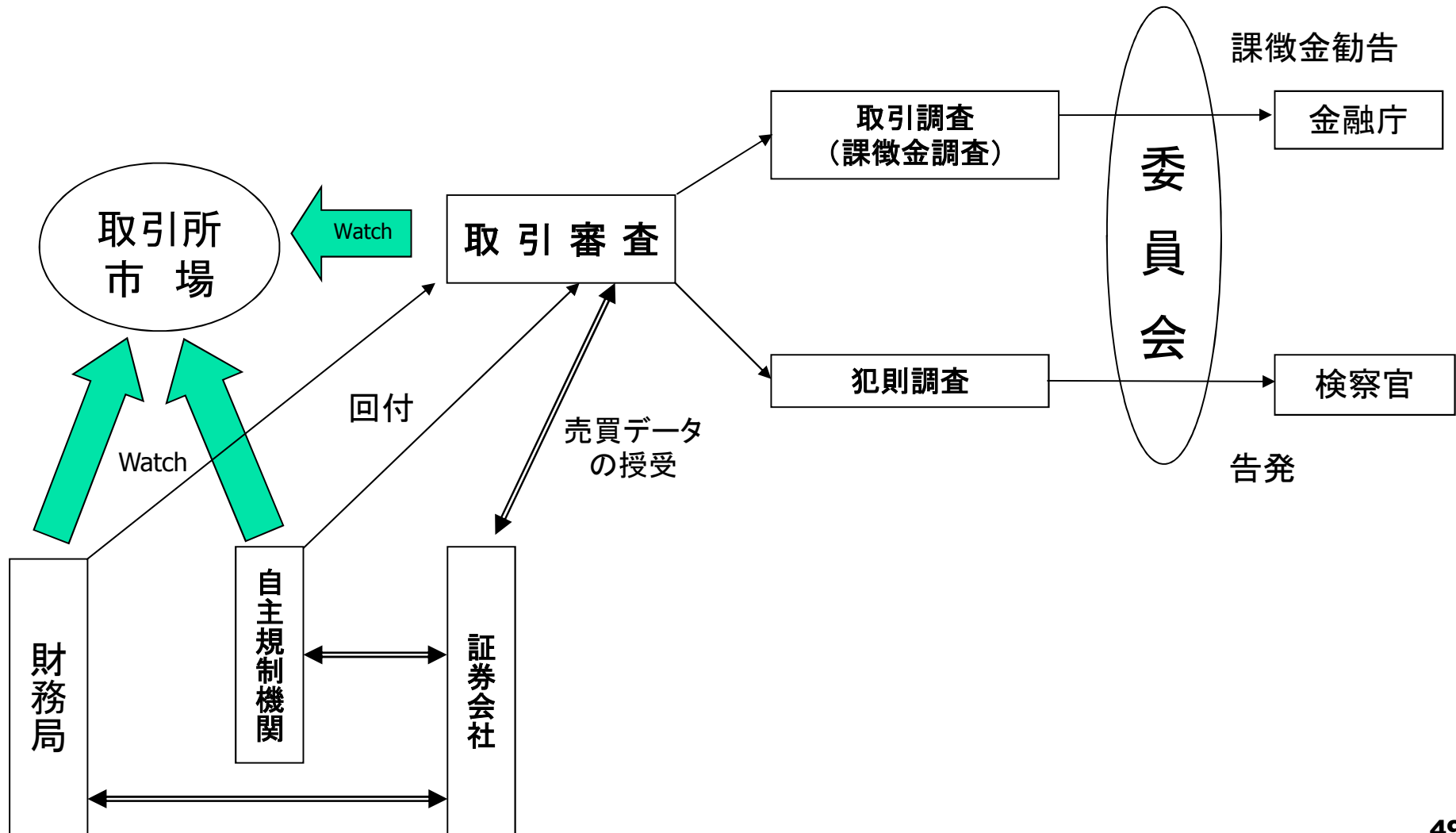
✓ 新たな取引等の動向の実態把握

(例) 高頻度取引(HFT)、取引所の夜間取引・株価指数先物取引、PTS、CDS

✓ 最近の投資家や発行体の動向の実態把握

(例) 投資家の売買行動・取引戦略の変化、機関投資家の運用、適時開示

流通市場における取引監視の業務フロー



取引審査の実施状況

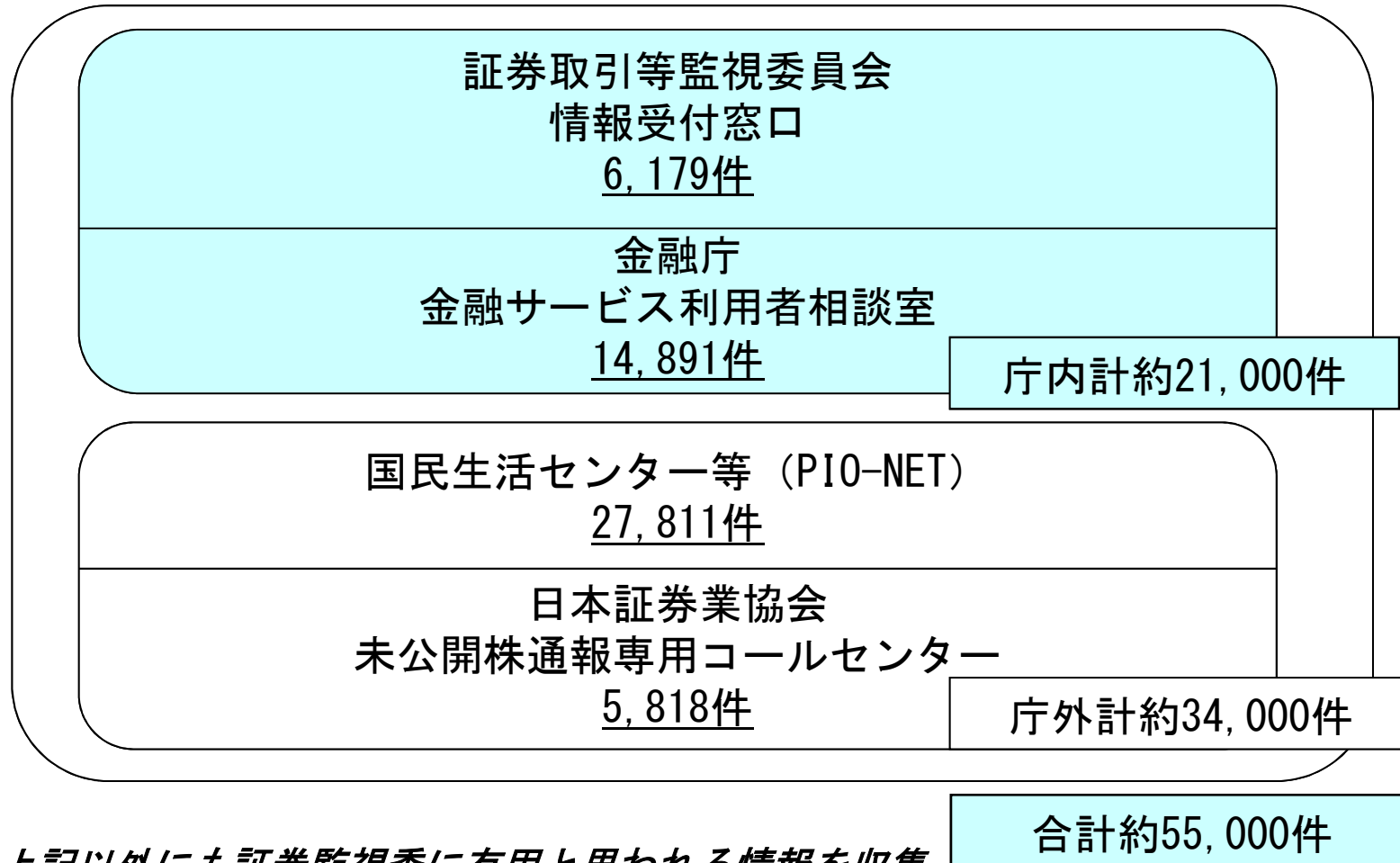
(件)

	H19	H20	H21	H22	H23
価格形成	141	132 (49)	94	54	73
内部者取引	951	889 (224)	649	613	819
その他	6	10 (3)	6	24	21
合計	1,098	1,031 (276)	749	691	913
(証券監視委)	598	493 (132)	319	224	396
(財務局等)	500	538 (144)	430	467	517

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

証券取引等監視委員会に集まる主な情報



(※) 上記以外にも証券監視委に有用と思われる情報を収集。

(注1) 件数は、各機関が公表した平成23年度の受付件数。

(注2) 金融庁・金融サービス利用者相談室の件数は、「投資商品・証券市場制度等」区分の相談等。

(注3) 国民生活センター等の件数は、「金融関連・商品サービス」分野の「未公開株」、「投資信託」、「ファンド型投資商品」、「外国為替証拠金取引」区分の件数を合計したもの。

重点施策(2)

不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

最近の主な告発事例(1/3)

告発日	判決内容 (実刑判決のみ)	判決日	
◎ 平成19年10月30日	株式会社大盛工業株券に係る風説の流布事件【東京地検】	懲役:2年6ヶ月 追徴金:約15億5,810万円	H20.9.17 東京地裁 H21.11.18 東京高裁(原判決破棄)(確定)
◆ 平成20年 3月 4日	ケイエス冷凍食品株式会社株券に係る相場固定事件【名古屋地検】 丸八証券株式会社は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品株式会社の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した上、これらを執行して買い支えた。		
◆ 平成20年 5月30日	野村証券株式会社社員らによる内部者取引事件【東京地検】		
◆ 平成20年 6月17日	株式会社アイ・エックス・アイに係る虚偽有価証券報告書等提出事件【大阪地検】		
◎ 平成20年10月 7日	株式会社アスクレピオスの詐欺事件に関連した内部者取引事件(1)【東京地検】	懲役:15年 罰金:500万円 追徴金:約4億1,223万円	H21.9.14 東京地裁(確定)
◎ 平成20年11月26日	株式会社ドン・キホーテ株券に係る相場変動目的暴行・脅迫事件【横浜地検】 株式会社ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨を告知(脅迫)した。	懲役:6年	H21.11.24 横浜地裁(確定)
◎ 平成20年12月17日			
◆ 平成20年12月24日	オー・エイチ・ティー株式会社に係る虚偽有価証券報告書等提出事件【広島地検】		
◎ 平成21年 3月25日	株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時 有価証券届出書等提出事件(1)(2)【さいたま地検】	(当該会社代表取締役) 懲役:3年 罰金:1,000万円	H21.8.5 さいたま地裁 H22.3.23 東京高裁(控訴棄却) H22.8.10 最高裁(上告棄却)(確定)
◎ 平成21年 4月28日			
◆ 平成21年 4月27日	ジェイ・ブリッジ株式会社元取締役会長による同社株券に係る海外ダミー口座を利用したクロスボーダー内部者取引事件【東京地検】 (シンガポールの規制当局の協力を得て告発した事件)		

最近の主な告発事例(2/3)

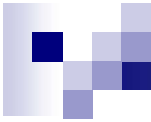
告発日		判決内容 (実刑判決のみ)	判決日	
◎	平成21年 4月28日	株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件(3)【さいたま地検】	(公認会計士) 懲役: 3年6ヶ月	H24.1.30 さいたま地裁 (東京高裁公判係属中)
◆	平成21年 7月14日	株式会社ペイントハウスに係る第三者割当増資を利用した偽計事件【東京地検】		
◎	平成21年10月20日	グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額インサイダー取引事件【東京地検】	懲役: 2年6ヶ月 罰金: 500万円 追徴金: 15億3,180万円	H22.2.4 東京地裁(確定)
◆	平成22年 3月26日	架空増資を利用したトランスデジタル株式会社株券発行に係る偽計事件【東京地検】		
◆	平成22年 5月11日	株式会社あおぞら銀行職員による内部者取引事件【東京地検】		
◆	平成22年 6月15日			
◎	平成22年 10月 6日	株式会社エフオーアイに係る虚偽有価証券届出書提出事件【さいたま地検】	(当該会社代表取締役社長) 懲役: 3年	H24.2.29 さいたま地裁(確定)
◎	平成22年 10月26日	株式会社エフオーアイによる新規上場時の偽計公募増資事件【さいたま地検】	(当該会社代表取締役専務) 懲役: 3年	H24.2.29 さいたま地裁 (控訴取り下げにより一審確定)
◆	平成22年10月28日	大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件【大分地検】 平成22年1月に東証が導入した新株式売買システム「arrowhead」稼働後の相場操縦行為を摘発した初めての事案。		
◆	平成23年 2月 9日	株式会社丸美に係る無届社債募集事件【福岡地検】 (無届募集を告発した初めての事案)		
◎	平成23年 3月22日	オックスホールディングス株式会社株券に係る内部者取引事件【東京地検立川支部】	懲役2年6ヶ月 追徴金: 3,232万円	H24.3.7 東京地裁 H24.7.19 東京高裁(控訴棄却) (最高裁公判係属中)

最近の主な告発事例(3/3)

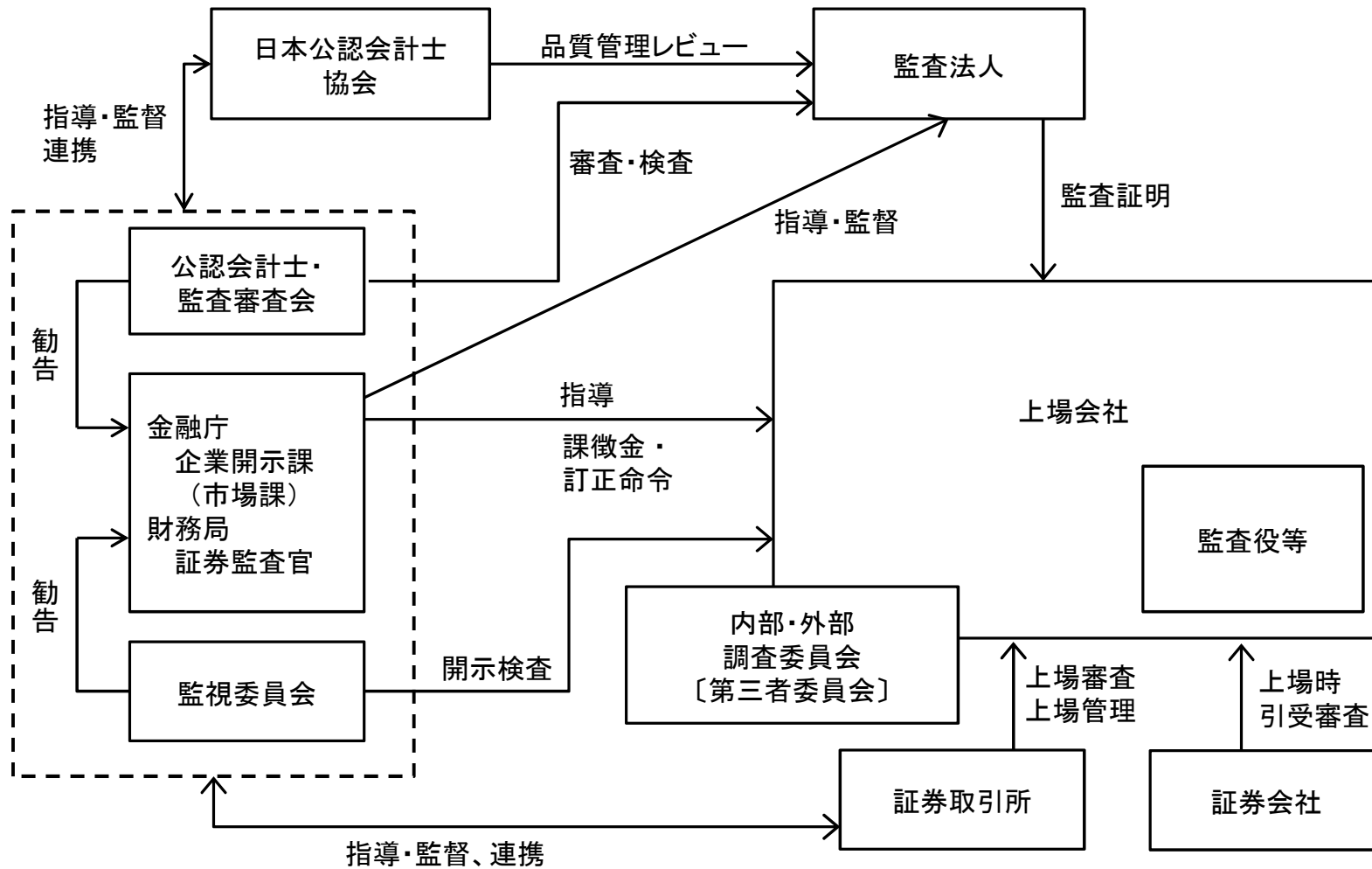
告発日	判決内容 (実刑判決のみ)	判決日
◎ 平成23年 5月27日 富士バイオメディックスに係る虚偽有価証券報告書等提出事件【東京地検】	(当該会社代表取締役) 懲役:3年	H24.3.8 東京地裁 H24.9.20 東京高裁(控訴棄却) (最高裁公判係属中)
◆ 平成23年 8月 2日 株式会社NESTAGE関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件【大阪地検】 不動産の価値を過大評価したもの。現物出資を用いた不公正ファイナンスについて、偽計を適用し、告発した初めての事案。		
◎ 平成23年 8月 5日 福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦嫌疑事件【福岡地検】	懲役:3年 罰金:300万円 追徴金:約1億8,695万円	H24.5.14 福岡地裁 (福岡高裁公判係属中)
◆ 平成23年12月 12日 井上工業株式会社株券に係る偽計事件【東京地検】		
◆ 平成23年12月 21日 電子掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件【神戸地検】		
◆ 平成24年 1月 31日 経済産業省審議官による内部者取引事件【東京地検】		
◆ 平成24年 3月 6日 } オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件【東京地検】		
◆ 平成24年 3月 28日 }		
◆ 平成24年 7月 9日 }		
◆ 平成24年 7月 30日 }		
◆ 平成24年 9月 19日 }		
◆ 平成24年 10月 5日 }		
◆ 平成24年 7月 13日 }		
◆ 平成24年 8月 3日 }		
◆ 平成24年 12月 18日 株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件【大阪地検】		

重点施策(3) ディスクロージャー違反に対する 迅速・効率的な検査・調査の実施

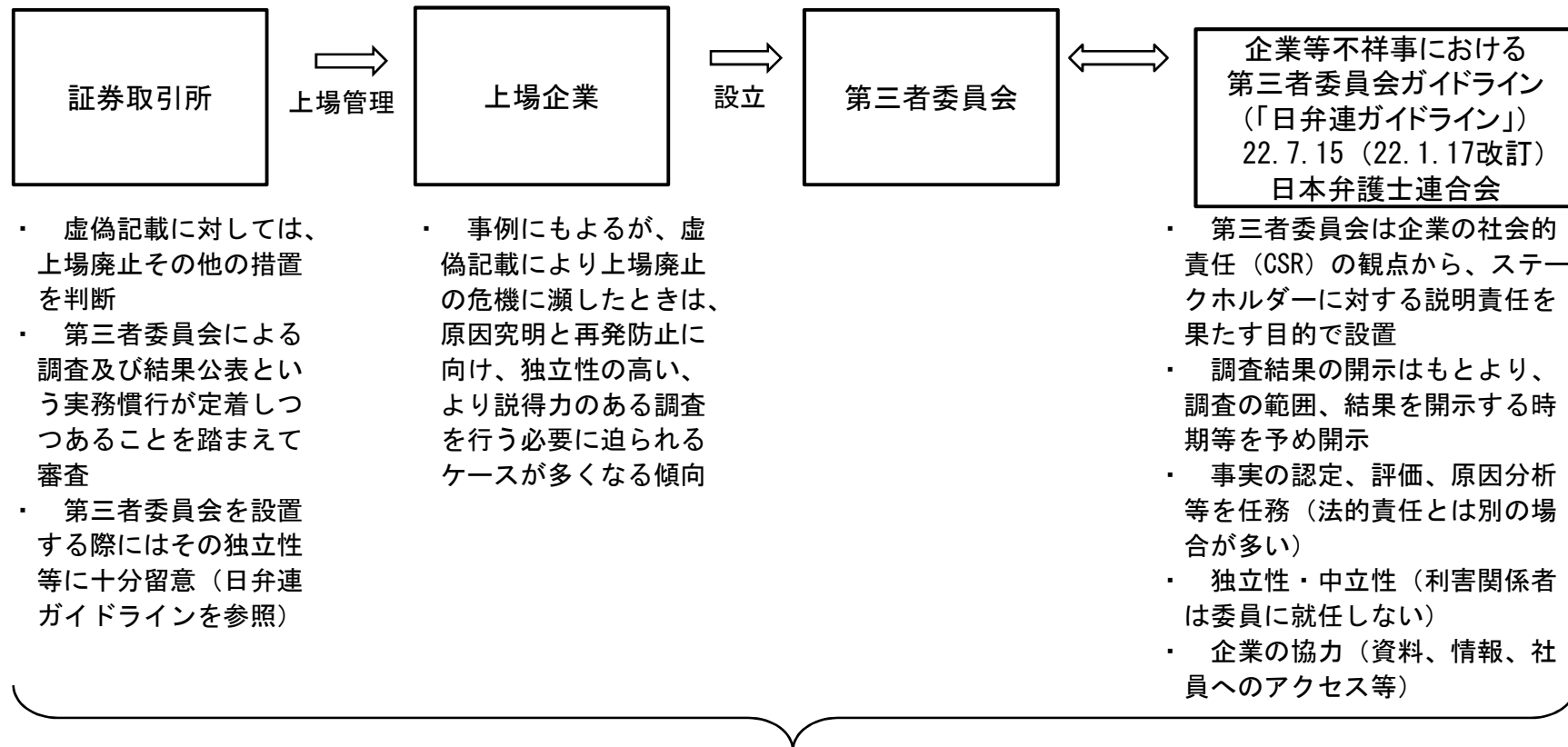
- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。



適正なディスクロージャーを確保するための枠組み



適正なディスクロージャーを確保するための枠組み(続) (虚偽記載が発覚した際の関係者の対応)



証券取引等監視委員会の対応（23. 1. 18 活動方針等）

企業等が虚偽記載等を行った場合に設置する第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自立的かつ迅速に財務情報を市場に提供できるよう企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます

最近の主な開示検査に係る課徴金勧告事例

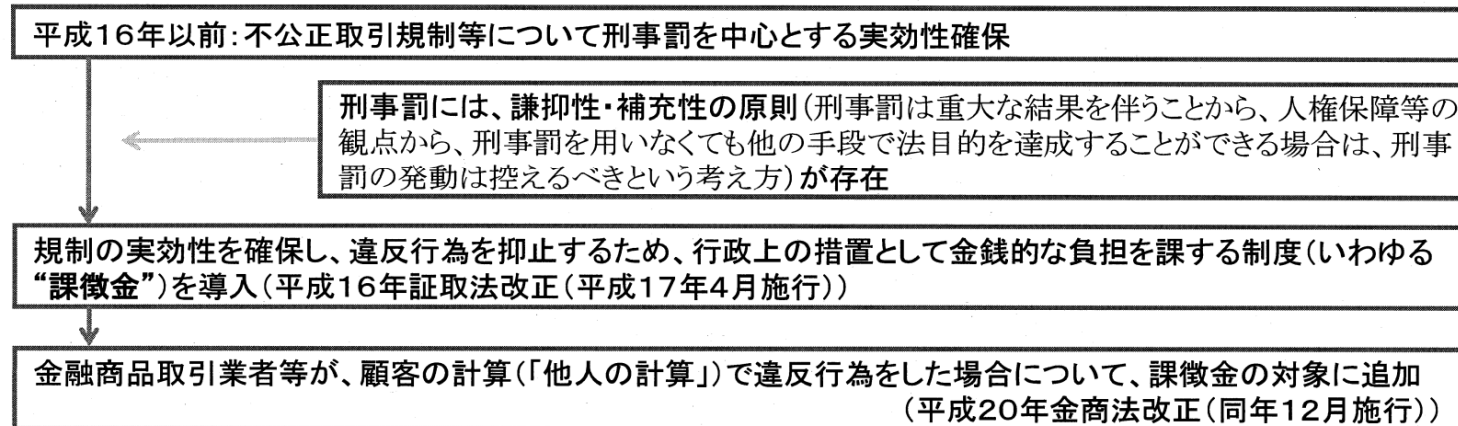
勧告日		課徴金額
◆ 平成19年 12月25日	三洋電機株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	830万円
◆ 平成20年 6月19日	株式会社IHIに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案 (課徴金額最高額)	15億9,457万9,999円
◆ 平成21年 6月26日	株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載(A)及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載(B)事案	(A)2億5,353万円 (B)1億2,073万円
◆ 平成21年 10月16日	EBANCO HOLDINGS LIMITEDによる新株予約権証券の買付けに係る公開買付開始公告の不実施事案 公開買付公告の実施事務違反による初めての勧告。海外に本拠を置く業者に対する初めての課徴金勧告。	750万円
◆ 平成22年 6月 21日	日本ビクター株式会社(A)及びJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社(B)に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	(A)7億 760万円 (B)8億3,913万円
◆ 平成22年 9月 17日	株式会社シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事案	(発行体)5,049万円 (役員A) 224万円 (役員B) 224万円 (役員C) 142万円
◆ 平成23年 4月15日	ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集事案 (有価証券届出書の無届募集に対する初めての勧告)	1億9,441万円
◆ 平成24年 4月 13日	オリンパス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案	1億9,181万9,994円

重点施策(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

金融商品取引法の課徴金制度について

➤ 経緯



(※平成24年通常国会で成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(本年9月12日公布)に更なる拡充事項あり)

➤ 趣旨

課徴金制度は、違反行為の抑止を目的として、違反行為者に対し金銭的負担を課す行政上の措置。課徴金額は、違反者が違反行為によって得た経済的利得相当額を基準としている。

➤ 対象とする違反行為

- ① 不公正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等)
- ② 開示規制違反(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書の虚偽記載等)

課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
合計	198	6,082,769,986	121	267,770,000	15	40,360,000	62	5,774,639,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

最近の主な不公正取引に係る課徴金勧告事例(1/2)

勧告日		課徴金額
◆ 平成20年 2月29日	日本放送協会職員3名による内部者取引事案	26万円 17万円 6万円
◆ 平成20年 3月18日	新日本監査法人職員による内部者取引事案	134万円
◆ 平成20年11月 4日	株式会社いい生活社員による内部者取引事案 (個人に対する課徴金最高額)	2,079万円
＜平成20年12月 金商法改正施行:課徴金額が引き上げられる＞		
◆ 平成20年12月12日	ゴールドマン・サックス証券株式会社社員による内部者取引事案	23万円
◆ 平成20年12月19日	個人投資家によるトリニティ工業株式会社株券に係る相場操縦事案 (相場操縦の初勧告)	745万円
◆ 平成21年 4月22日	株式会社栗本鐵工所取引先社員による内部者取引事案 (重要事実としてバスケット条項を適用)	121万円
◆ 平成21年 5月22日	株式会社アルゴ21ほか4社の株券に係る内部者取引事案 (証券会社社員が情報伝達者となり、公認会計士が内部者取引を実行)	258万円
◆ 平成21年 6月 5日	カブドットコム証券株式会社社員による内部者取引事案	44万円

最近の主な不公正取引に係る課徴金勧告事例(2/2)

勧告日

課徴金額

- ◆ 平成21年 7月 8日 株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引事案
(銀行員による情報伝達者)

71万円

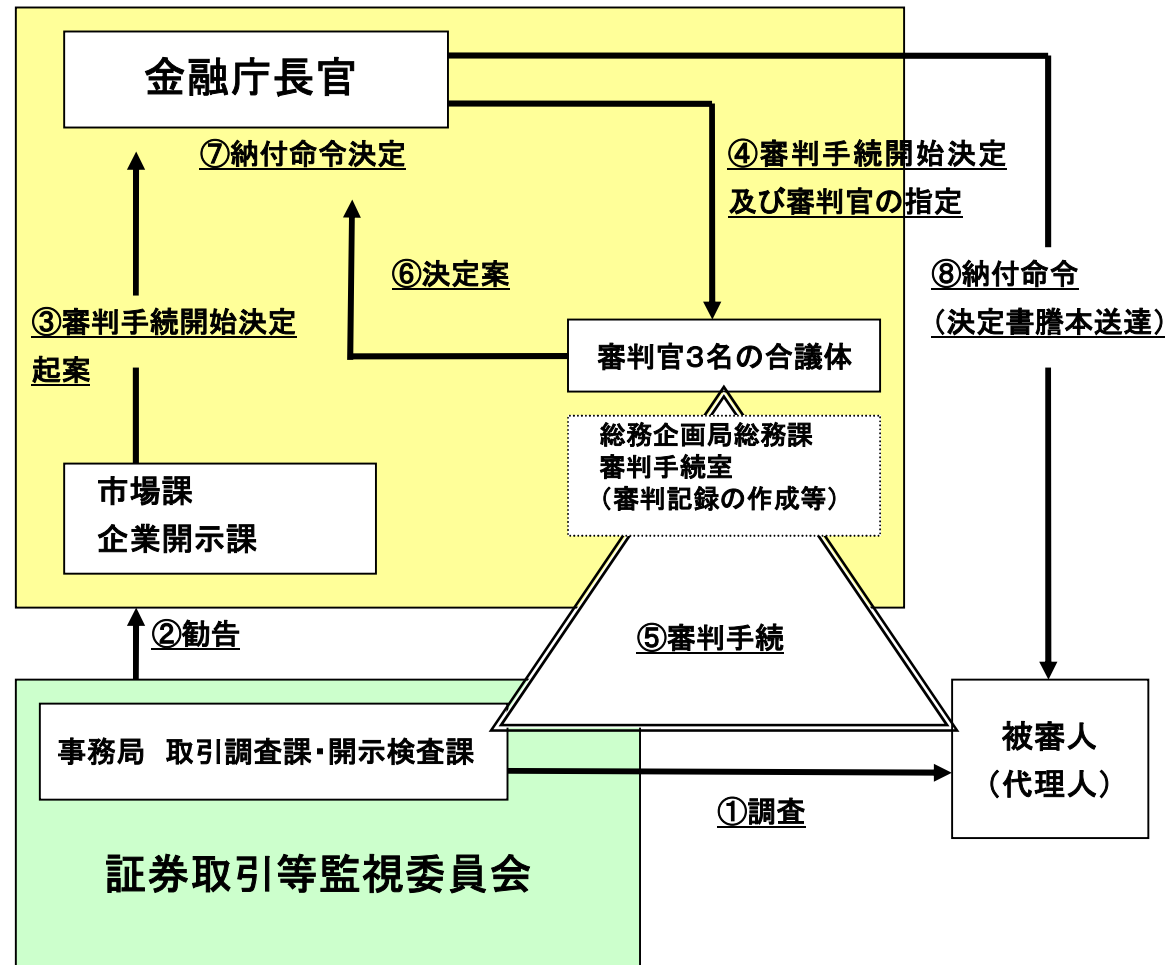
＜この時期、TOB事実に基づく公開買付者等関係者及び情報受領者による内部者取引に対する勧告事案が増加＞

- | | | |
|---------------|--|--------------|
| ◆ 平成21年10月23日 | 公開買付者従事者からの情報受領者である税理士による内部者取引事案 | 82万円 |
| ◆ 平成21年11月20日 | フタバ産業株式会社社員からの情報受領者による内部者取引事案 | 258万円 |
| ◆ 平成21年12月15日 | 株式会社日立製作所社員からの情報受領者による内部者取引事案
(以上2件は、会社関係者から伝達を受けた親族が違反行為を実行) | 752万円 |
| ◆ 平成22年 3月30日 | 契約締結交渉先の社員からの情報受領者である税理士による内部者取引事案 | 14万円 |
| ◆ 平成22年11月16日 | 東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引事案 | 118万円 |
| ◆ 平成22年11月26日 | 契約締結交渉先の社員からの情報受領者である税理士2名による内部者取引 | 31万円
10万円 |
| ◆ 平成24年 2月 3日 | 高木証券株式会社顧問による内部者取引事案 | 131万円 |
| ◆ 平成24年 3月21日 | 国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引事案 | 5万円 |

以後、11月2日までに大型公募増資をめぐるインサイダー事案を合計6事案勧告



課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

審判手続について

1. 課徴金納付命令に係る勧告件数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
不公正取引	4	11	16	18	43	26	18	29
うち審判期日開催	-	-	-	-	1	3	2	1
開示	-	3	8	11	10	19	11	7
うち審判期日開催	-	-	-	-	1	2	2	0

※24年度は、4月～12月末までの件数。

2. 審判期日を経た審判事件

	審判事件名	審判開始(勧告)	審判終了(決定)	審判に要した期間	
1	味の素社員による内部者取引	21年6月19日	22年3月16日	270日(約9ヶ月)	
2	ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載	21年6月26日	22年6月25日	365日(12ヶ月)	※
3	JVCケンウッドHDに係る有価証券報告書等の虚偽記載	22年6月21日	22年12月9日	171日(約6ヶ月)	
4	インターアクション役員による内部者取引	22年7月9日	23年1月26日	201日(約7ヶ月)	
5	ジェイオーグループHDとの契約締結者からの情報受領者による内部者取引	22年8月27日	23年7月20日	327日(約11ヶ月)	
6	ディーディーエスに係る有価証券報告書等の虚偽記載	22年11月19日	23年10月3日	318日(約11ヶ月)	
7	インスペック株式に係る相場操縦	22年12月21日	23年12月26日	370日(約12ヶ月)	
8	酒井重工業株式に係る相場操縦	23年4月12日	23年12月13日	245日(約8ヶ月)	
9	ワールドリソースコミュニケーションによる無届社債券募集	23年4月15日	23年9月22日	160日(約5ヶ月)	
10	クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載	24年1月27日	24年10月22日	269日(約9ヶ月)	
11	SJIとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引	24年3月16日	24年10月19日	217日(約7ヶ月)	※
12	日本板硝子の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引	24年6月29日	25年1月8日	193日(約6ヶ月)	

(注)※については、違反事実がないものとされた事案

課徴金事例集の公表

- 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。
- 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei>

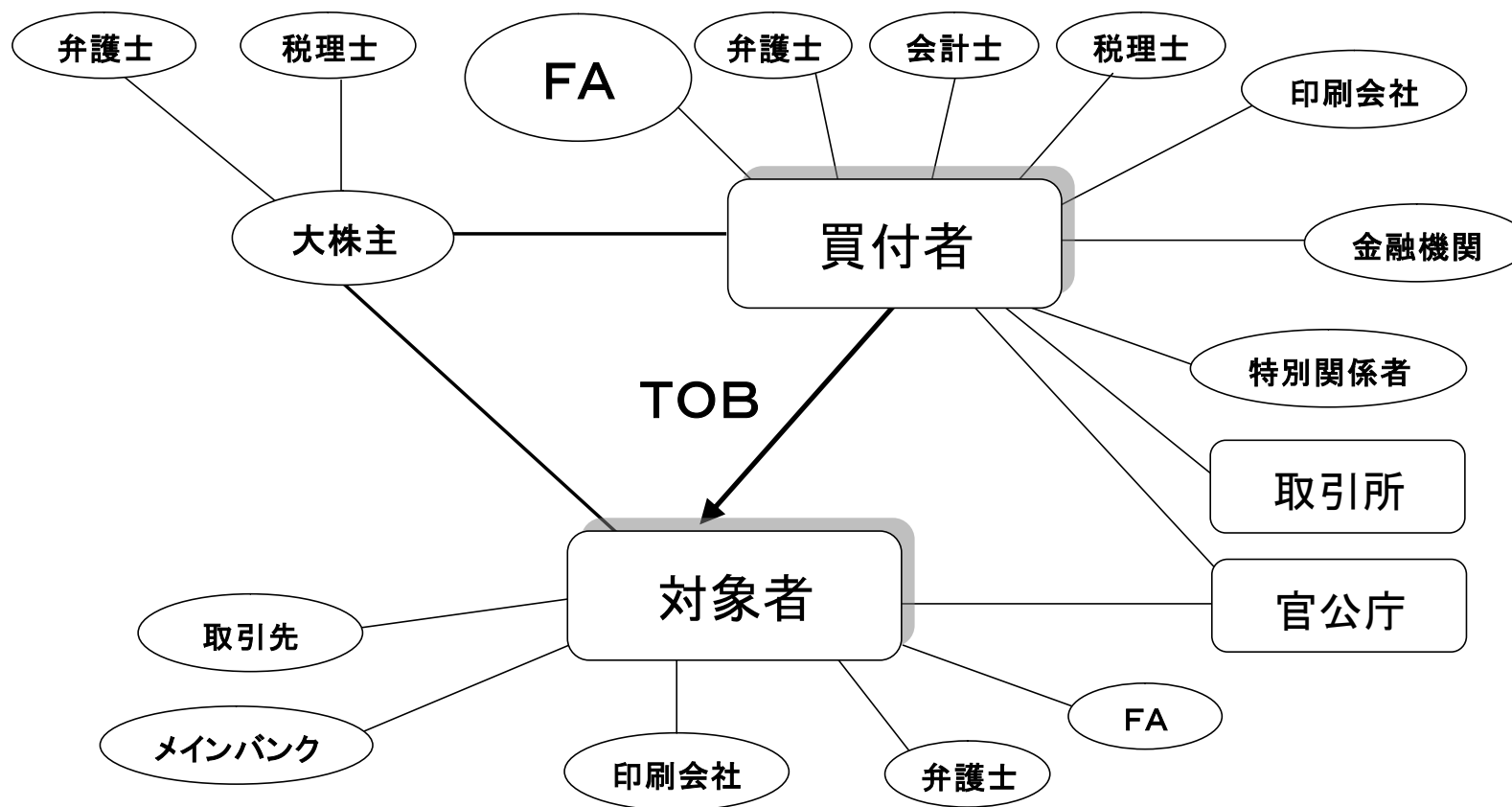
TOB関連のインサイダー取引 未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
 - FAの注意喚起等の役割
 - 情報伝達範囲・内容の限定
 - 情報管理態勢の強化
 - 守秘義務契約締結の奨励
 - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ
<http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm>

TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】



重点施策(5) 検査対象先の特性に応じた 効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

証券検査の基本的な枠組み

証券検査に関する 基本指針

- ✓ 検査官の心構え
- ✓ 検査の目的と方法、手続き等を規定

金融商品取引業者等 検査マニュアル

- ✓ 検査の着眼点等を整理した検査官用の手引書
- ✓ 「金融商品取引業者等のあるべき姿」を示し、これを踏まえた検証用の確認項目を記載

証券検査に関する 「よくある質問」(FAQ)

毎年度の 『証券検査基本方針』 『証券検査基本計画』

- ✓ 毎年度の重点事項
- ✓ 検査対象先数等

検査における主な 指摘事項

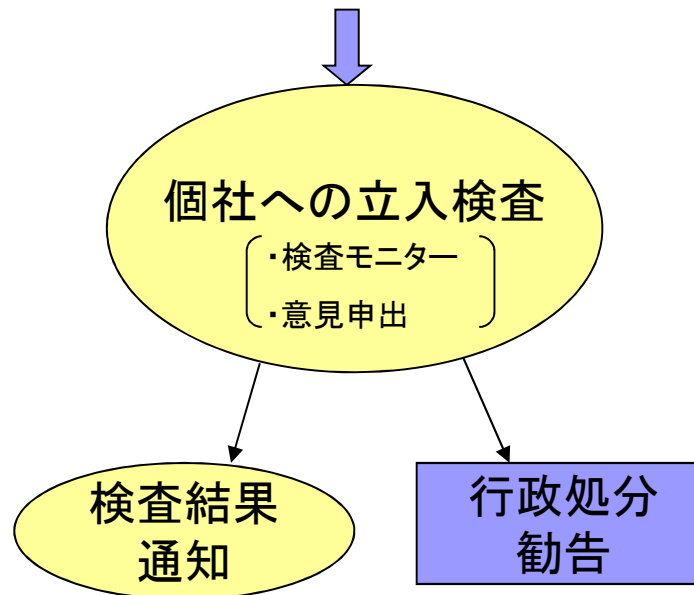
- ✓ 四半期毎に更新

最近の証券検査における 指摘事項に係る留意点

- ✓ 上記の指摘事項の中から留意点等を説明

金融庁長官等への 建議

- ✓ 市場の実態を踏まえてルール整備が適切に行われるよう
- ✓ 検査等の結果に基づき
- ✓ 取引の公正の確保又は投資者保護等のために必要と認められる施策を建議



毎年度の『証券取引等監視委員会の活動状況』(1年分の実績をとりまとめ)

証券検査に関する基本指針(抄)

- ・ 業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要
- ・ 法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要
- ・ 検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要

(証券検査の目的)

- ① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。
- ② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及びリスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。
(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

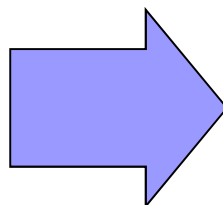
(証券検査の方法)

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。

証券検査における対象業者数

証券監視委
発足当時

- 国内証券会社
216 (4年12月)
- 外国証券会社
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を
受けた金融機関
619 (5年7月)



平成24年3月

- 第一種金融商品取引業者 315
- 登録金融機関 1,135
- 投資運用業者 321
- 投資法人 48
- 投資助言・代理業者 1,108
- 第二種金融商品取引業者 1,294
- 金融商品仲介業者 705
- 適格機関投資家等
特例業務届出者 3,218

(無登録業者)

証券検査実施状況

業務の種別等	年 度		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	検査対象先数
第一種金融商品取引業者(証券会社等)			138	117 (20)	91	91	85	315
登録金融機関(銀行等)			32	25 (4)	24	28	32	1,135
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)			26	15 (6)	18	15	9	321
投資法人(J・リート等)			10	7 (1)	9	6	2	48
信用格付業者			—	—	—	0	4	7
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)			2	1 (1)	23	6	14	1,294
投資助言・代理業者			21	58 (35)	44	36	40	1,108
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)			0	0 (0)	1	2	6	3,218
金融商品仲介業者			1	0 (0)	1	1	9	705
自主規制機関(日本証券業協会等)			1	5 (2)	5	1	0	12
その他			2	0 (0)	0	0	1	
合 計			233	228 (69)	216	186	202	
問題点が認められた業者等			121	112 (35)	123	101	85	
証券検査結果に基づく勧告			28	18 (4)	21	18	16	

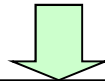
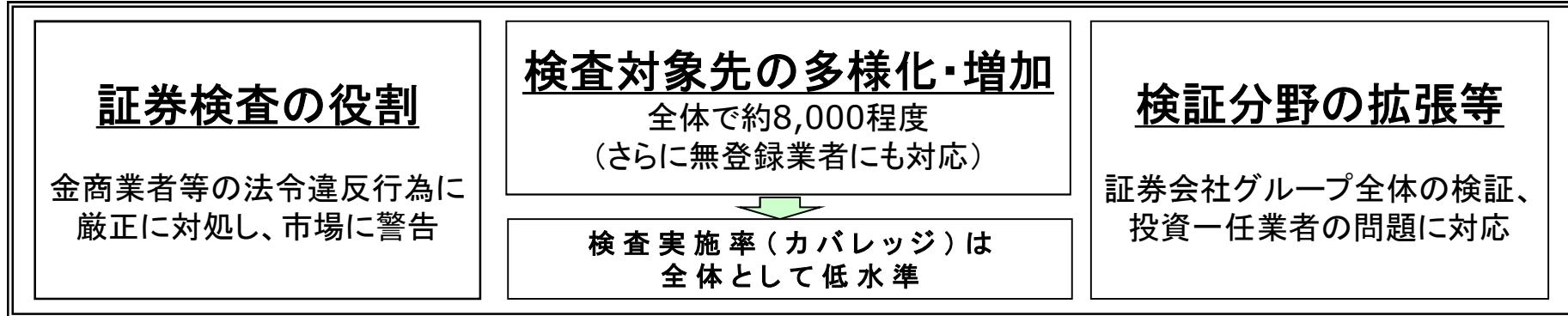
検査対象
業者数
約 8 千社

(注) 平成20年度まで「事務年度」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

平成24年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》



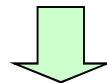
＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

【当面の課題】

- ・ 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化する必要性

【中長期的な課題】

- ・ 検査実施率(カバレッジ)の拡大の可能性を検討



《実施方針》

＜主な重点検証事項＞

- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

＜投資一任業者に対する取組み＞

- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

最近の主な指摘事例

～第一種金融商品取引業者関連～



- ① 投資信託の乗換えに関し、顧客に対して重要な事項を説明していない状況
- ② 上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
- ③ 顧客分別金信託を不正に流用している状況
- ④ 外国投資信託受益証券につき、基準価額が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為
- ⑤ 業務運営に関し重大な問題が認められる状況(システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況等) ※FX業者
- ⑥ 顧客に必要な証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為 ※FX業者
- ⑦ 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
- ⑧ 公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況等
- ⑨ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 ※FX業者

顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

	丸大証券(東京都中央区)	(参考) 南証券(群馬県前橋市)
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 (顧客預り金を当社の運転資金に流用) ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ(H12.3.6金融監督庁による破産の申立て) ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し (注)②、③は監督部局による認定
◆勧告日	H24. 3.13	H12. 3.15
◆検査結果通知日	//	//
◆行政処分発出日	// (登録取消し等)	H12. 3.17 (登録取消し)
◆日本投資者保護基金の対応		
(1)弁済困難の認定	H24. 3.22 (3.23公表)	H12. 3.16 (3.17公表)
(2)認定の公告	H24. 3.24	H12. 3.21
(3)補償額	(未定)	約35億円
	(注)現在、基金は顧客からの支払請求の届出を受け付けているところ。届出のあった顧客に対し、基金はH24.5.14~6.29まで支払いを行う予定。	

主な検査結果に基づく指摘事例(信用格付業者) ～スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン(株)～

- ◆ 勧告日:平成24年12月11日
- ◆ 勧告内容:
 - (1) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況
 - ア. SCDOの信用格付に影響を与える重要な情報を適切に確認していない状況
 - イ. SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいて参照債務の想定金額の確認態勢が不十分な状況
 - (2) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
 - ア. 信用格付のプレスリリースにおける誤った信用格付の公表等
 - イ. 依頼格付・非依頼格付の別に係る誤った公表等
 - ウ. その他の誤った格付関連情報の提供

※信用格付業者は、平成21年の金商品法改正により、平成22年4月から検査対象先。

集中的な証券検査と建議

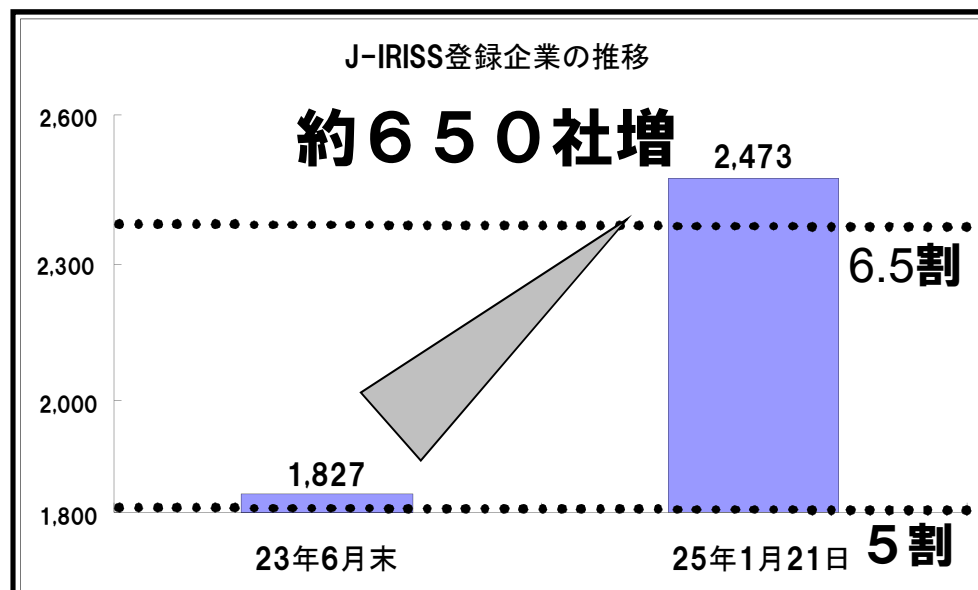
対象先・検査期間等	集中的な検査で認められた主な問題点	検査結果に基づいた建議の概要	建議に基づいた制度改正等の概要
<p>FX取引業者 (平成19年11月～平成20年6月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査実施 73 先 ● 法令違反等 39 先 ● うち勧告 7 先 	<ul style="list-style-type: none"> ① 顧客から預託を受けた保証金等に係る区分管理が不適切な状況 ② 自己資本規制比率の算出に係る検証態勢が構築されておらず社内監査が機能していない状況 ③ ロスカットルールの不設定により一部顧客の損失が拡大している状況 ④ システムリスク管理が極めて杜撰な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区分管理方法の見直しについて ➢ ロスカットルールの制定について ➢ 適切な保証金の預託について ➢ 登録申請時の徴求書類等の見直しについて 	<p>内閣府令の改正 府令に以下の事項を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区分管理方法を金銭信託に一本化 ② ロスカットルールの整備・遵守を義務付け ③ 想定元本4%以上の証拠金預託なく取引を行うことを禁止 <p>監督指針の改正 第一種金商業者の登録申請時に、登録拒否要件に該当しないことを疎明する資料の提出を求める旨明確化。</p>
<p>ファンド販売業者 (平成21年6月～平成22年9月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査実施 35 先 ● 法令違反等 25 先 ● うち勧告 15 先 	<ul style="list-style-type: none"> ① ファンド出資金に係る分別管理が不適切な状況（出資金の流用、用途不明等） ② 顧客への虚偽説明、告知や誤解を生ぜしめる表示等 ③ 無登録業者に対する名義貸し等 ④ ファンド販売業者自らによる登録業務の逸脱等 ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の拡充について 	<p>内閣府令の改正 事業型ファンドの出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に以下の追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、口座名義及び口座番号等 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法
<p>投資助言・代理業者 (平成21年3月～平成23年1月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検査実施 74 先 ● 法令違反等 47 先 ● うち勧告 11 先 	<ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業を逸脱する行為等 <ul style="list-style-type: none"> i. 投資助言・代理業者自らが無登録業務を実施 ii. 無登録業者に対する名義貸し等 ② 投資助言・代理業上の不適切な行為 <ul style="list-style-type: none"> i. 顧客に対する情報提供が不適切な状況 ii. 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加について 	<p>金商法の改正 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加（平成24年4月1日施行）。</p>

重点施策(6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

J-IRISS

- J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）
 - ・ 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
 - ・ 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
 - ・ 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。
→不公正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。
- 23年6月 日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付
→J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。
- この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。



「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」（要請）（一部抜粋）

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。